

那覇市公報

第 1 6 4 2 号その 1
毎月 2 回 1, 1 5 日発行
発 行 所
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○めんそーれ那覇市観光振興条例（議会事務局）	129
○那覇市個人情報保護条例及び那覇市情報公開条例の一部を改正する条例（総務課）	133
○那覇市税条例等の一部を改正する条例（税制課）	136
○那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）	156

◇規 則◇

○那覇市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（建築指導課）	159
○那覇市松山公園文化交流施設条例施行規則（公園管理課）	167
○那覇市消防団員服制等規則の一部を改正する規則（消防局警防課）	173
○那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例付則第 4 条の規定による給料に関する規則（人事課）	176
○那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則（行政経営課）	181
○那覇市庁舎管理規則の一部を改正する規則（まちづくり協働推進課）	191
○那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則（教育委員会総務課）	192
○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	193
○那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	197

○那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	221
○市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 （教育委員会総務課）	234
○那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則（人事課）	237
○那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則 （人事課）	239
○那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（生活衛生課）	254
○那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則 （こどもみらい課）	257
○認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則（こども政策課）	258
○那覇市保育の利用等に関する条例施行規則（こどもみらい課）	263
○那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則（こども政策課）	272

◇訓 令◇

○那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令（行政経営課）	277
○那覇市緑化推進本部規程等の一部を改正する訓令（行政経営課・共同訓令）	281
○那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）	283
○特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 （人事課）	284
○那覇市自治体法務推進規程の一部を改正する訓令（総務課・共同訓令）	287
○那覇市環境基本計画策定委員会規程を廃止する訓令（環境政策課）	289

◇教育委員会教育長訓令◇

○那覇市緑化推進本部規程等の一部を改正する訓令（共同訓令）	281
○那覇市自治体法務推進規程の一部を改正する訓令（共同訓令）	287

条 例

那覇市条例第29号
平成27年 3 月 24 日
公 布 済

めんそーれ那覇市観光振興条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

めんそーれ那覇市観光振興条例

沖縄観光の玄関口である那覇市は、かつて琉球王国の拠点として、万国津梁の精神のもとアジア諸国との大交易で栄え、その歴史を今に伝える首里城跡、識名園、タマドロン 玉陵、ソノヒヤンウタキイシモン 園比屋武御嶽石門が世界遺産に登録されている。そして、首里金城町石畳道、龍潭通り、やちむんのまち壺屋など風情あふれるまち並みには、独自の文化や多彩な芸能、亜熱帯特有の自然が息づいており、魅力あふれる豊富な観光資源を有している。

観光は、人々の交流を通して、価値観や文化を認め合い、相互理解を深める中で、平和な社会を実現し、経済や雇用を支えるなど、地域活性化に寄与するものである。

本市の観光は、先人から受け継いできたイチャリバチャードー、ユイマール、ウトウイムチといった心をもって、沖縄戦で焦土と化した中から復興した市民と関係者のたゆまぬ努力に支えられ、特色ある豊かな観光資源を活かして成長する地域経済の自立的発展をけん引するリーディング産業としての役割を担っている。

本市の観光の更なる発展、成長のためには、市民一人ひとりが、歴史、文化、自然、景観など那覇の良さを大切に、人と人がつながり、支えあう、再び訪れたいくなる持続可能な世界水準の観光地づくりを促進することが求められている。

このような考え方に立って、本市の観光振興を目指し、市、議会、市民、観光事業者及び観光関係団体が相互に連携して、那覇らしい多彩な観光資源の活用、新たな観光資源の創出を図り、市民と観光客がともに楽しめる魅力ある滞在型の「国際観光交流都市」の形成に向けて協働して取り組むため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、観光の振興についての基本理念を定め、市の責務並びに議会、市民及び観光関係事業者等の役割を明らかにするとともに、本市の豊かな地域資源を活用した観光の振興に関する施策の基本事項を定めることにより活力ある地域づくりを図り、本市の経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光資源 歴史的文化遺産、地域の良好な景観、自然、伝統行事、文化その他観光の振興に資する資源をいう。
- (2) 観光関係事業者 旅行業、宿泊業その他観光に関連する事業を営む者をいう。

(3) 観光振興団体 観光の振興を目的として、観光関係事業者で組織される団体その他観光に関する活動を行う団体をいう。

(4) 観光関係事業者等 観光関係事業者及び観光振興団体をいう。

(基本理念)

第3条 観光の振興は、次に掲げる事項を基本理念(以下「基本理念」という。)とする。

(1) 市、議会、市民及び観光関係事業者等が一体となり、生活環境との調和に配慮しつつ、本市に住む人にも訪れる人にも魅力ある観光地づくりを目指すこと。

(2) 本市が持つ観光資源を大切に守り、活かすことで地域も潤う持続可能な観光地づくりを目指すこと。

(3) 国際平和に貢献する相互理解をもって、観光客を温かく迎え入れるウトゥイムチの心あふれる観光地づくりを目指すこと。

(4) 観光に関連する事業が市民に多様な就業の機会を提供すること等により地域社会において重要な役割を担うとの認識のもとに観光地づくりを目指すこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、観光の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、観光関係事業者等が相互に連携して観光の振興に関する取組を進められるよう協力及び調整を図るものとする。

3 市は、観光の振興に関する取組への市民の参加及び観光関係事業者等の自主的な観光の振興に関する取組を促進するため、広報、啓発及び情報の提供を図るものとする。

4 市は、観光資源の活用により魅力ある観光地の形成を図るため、市民及び観光関係事業者等との連携により、観光資源の保全等に必要な施策を講ずるものとする。

5 市は、市内における観光客の安全の確保を図るため、観光地における災害等に関する情報の提供その他事故の発生の防止等に必要な施策を講ずるものとする。

6 市は、沖縄県その他の地方公共団体と連携し、観光資源を有効に活用するために必要な広域的な観光の振興に関する施策の推進を図るものとする。

7 市は、観光資源を活かして姉妹都市及び友好都市との交流に努めるものとする。

(議会の役割)

第5条 議会は、基本理念にのっとり、観光について調査研究をするとともに積極的な提言を行う等、観光の振興に取り組むものとする。

（市民の役割）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、観光の振興に関する理解及び関心を深めるよう努めるものとする。

- 2 市民は、観光客を温かく迎えるとともに、地域の歴史、文化を大切に継承し、観光資源を活用した観光地づくりに参画するよう努めるものとする。
- 3 市民は、地域の美化に努め、まちの景観を美しく保つことに努めるものとする。

（観光関係事業者の役割）

第7条 観光関係事業者は、基本理念にのっとり、観光客に快適なサービスを提供する等、観光客の満足度の向上に努めるものとする。

- 2 観光関係事業者は、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化が図られるよう努めるものとする。
- 3 観光関係事業者は、市が実施する観光の振興に関する施策の趣旨を理解し、事業を実施するよう努めるものとする。

（観光振興団体の役割）

第8条 観光振興団体は、基本理念にのっとり、観光関係事業者間の連携の推進を図るよう努めるものとする。

- 2 観光振興団体は、観光情報の発信、観光客の誘致及び受入体制の整備に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 観光振興団体は、市が実施する観光の振興に関する施策の趣旨を理解し、事業を実施するよう努めるものとする。

（基本計画）

第9条 市長は、観光の振興に関する施策の計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 観光の振興に関する基本方針
 - (2) 観光の振興に関する将来目標
 - (3) 観光の振興に関し、市が計画的に講ずべき施策
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、観光の振興に関する施策を計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を定めるに当たり、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)別表に定める那覇市観光審議会、市民及び観光関係事業者等の意見を聴かなければならない。

（人材育成）

第10条 観光の振興に寄与する人材を育成するため、市及び観光関係事業者等は連携して、観光関係事業者等に従事する者の知識及び能力の向上を図るよう努

めなければならない。

（財政上の措置）

第11条 市は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（良好な観光環境の維持）

第12条 何人も、観光地としての良好な環境を保つため、道路、広場その他の規則で定める公共の場所において、観光客への付きまとい、拒絶の意思を示している観光客への土産品店、飲食店その他観光客の利用する施設への客引き行為、看板の違法な設置その他の規則で定める迷惑行為をしてはならない。

（指導）

第13条 市長は、前条の迷惑行為を行った者に対し、是正のために必要な指導をすることができる。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市条例第30号
平成27年 3 月30日
公 布 済

那覇市個人情報保護条例及び那覇市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例及び那覇市情報公開条例の一部を改正する条例

（那覇市個人情報保護条例の一部改正）

第1条 那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（開示義務） 第12条の2 実施機関は、前条の規定による開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれる場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げるものを除く。 ア～イ 〔略〕 ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する<u>特定独立行政法人</u>の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情	（開示義務） 第12条の2 〔略〕 (1)～(3) 〔略〕 (4) 〔略〕 ア～イ 〔略〕 ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する<u>行政執行法人</u>の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報で

報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分 (5)～(7) 〔略〕 2 〔略〕	あるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分 (5)～(7) 〔略〕 2 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市情報公開条例の一部改正)

第2条 那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公文書の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。 (1) 〔略〕 (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～イ 〔略〕 ウ 当該個人が次に掲げる者(以下「公務員等」という。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該氏名を公にすることにより当	(公文書の公開義務) 第7条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 ア～イ 〔略〕 ウ 〔略〕

該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分) (ア) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項の国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項の<u>特定独立行政法人</u>の役員及び職員を除く。) (イ)～(エ) [略] エ [略] (3)～(4) [略] 2 [略]	(ア) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項の国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項の<u>行政執行法人</u>の役員及び職員を除く。) (イ)～(エ) [略] エ [略] (3)～(4) [略] 2 [略]
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市条例第31号

平成27年 3 月31日

公 布 済

那覇市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市税条例等の一部を改正する条例

（那覇市税条例の一部改正）

第1条 那覇市税条例（昭和47年那覇市条例第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
（均等割の税率） 第31条 〔略〕 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。 <table border="1" data-bbox="280 730 772 1877"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> (1) 次に掲げる法人 ア～エ 〔略〕 オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの </td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td colspan="2">(2)～(9) 〔略〕</td></tr> </tbody> </table> 3 〔略〕	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア～エ 〔略〕 オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	〔略〕	(2)～(9) 〔略〕		（均等割の税率） 第31条 〔略〕 2 〔略〕 <table border="1" data-bbox="823 730 1315 1877"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> (1) 次に掲げる法人 ア～エ 〔略〕 オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。</u>）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの </td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td colspan="2">(2)～(9) 〔略〕</td></tr> </tbody> </table> 3 〔略〕 4 <u>資本金等の額を有する法人（保険業法に</u>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア～エ 〔略〕 オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。</u>）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	〔略〕	(2)～(9) 〔略〕	
法人の区分	税率												
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 〔略〕 オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	〔略〕												
(2)～(9) 〔略〕													
法人の区分	税率												
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 〔略〕 オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。</u>）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	〔略〕												
(2)～(9) 〔略〕													

(法人の市民税の申告納付)

第48条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下本項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の

規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の

手続) 第50条 [略] 2 [略] 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 （市民税の減免） 第51条 [略] 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（2） [略] 3 [略] 第57条 法第348条第2項第10号から<u>第10号の9</u>までの固定資産について同項本文の	手続) 第50条 [略] 2 [略] 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 （市民税の減免） 第51条 [略] 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（2） [略] 3 [略] 第57条 法第348条第2項第10号から<u>第10号の10</u>までの固定資産について同項本文の
--	--

規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営業者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営業者者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) [略]

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(固定資産税の減免)

第71条 市長は、次の各号の一に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1)～(4) [略]

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営業者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営業者者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) [略]

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(固定資産税の減免)

第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1)～(4) [略]

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略] 3 [略] (軽自動車税の減免) 第89条 [略] 2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) [略] 3 [略] (身体障害者等に対する軽自動車税の減免) 第90条 [略] 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下<u>本項</u>において「身体障害者手帳」という。)、<u>厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。)</u>又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下<u>本項</u>において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下<u>本項</u>において「運転免許	(1)～(5) [略] 3 [略] (軽自動車税の減免) 第89条 [略] 2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) [略] 3 [略] (身体障害者等に対する軽自動車税の減免) 第90条 [略] 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下<u>この項</u>において「身体障害者手帳」という。)、<u>厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)</u>又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下<u>この項</u>において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下<u>この項</u>において「運転免許
---	---

証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

- 3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 [略]

(特別土地保有税の減免)

第119条の3 市長は、次の各号の一に該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1)～(3) [略]

- 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

3 [略]

(事業所税の減免)

第133条 [略]

- 2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

- 3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 [略]

(特別土地保有税の減免)

第119条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1)～(3) [略]

- 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

3 [略]

(事業所税の減免)

第133条 [略]

- 2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

3 [略]

付 則

第3条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2～3 [略]

第5条 削除

3 [略]

付 則

第3条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2～3 [略]

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第5条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長(法第1条第2号の地方団体の長をいう。以下この条において同じ。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付す

ることを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべ

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 [略] 2～4 [略] 5 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 6 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 7 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 (土地に対して課する<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>) 第7条 [略] (<u>平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例</u>) 第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地</u>であって、<u>平成26年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分	<u>き額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</u> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 [略] 2～4 [略] 5 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 6 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 7 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 (土地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>) 第7条 [略] (<u>平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例</u>) 第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地</u>であって、<u>平成29年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分
--	---

の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当

の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当

該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にか

該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にか

かわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税についての経過措置)

第8条の2 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条第1項の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える

かわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例についての経過措置)

第8条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える

場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[表 略]

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 付則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第120条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

第12条 削除

場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[表 略]

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 付則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第120条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両

法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第 2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第 2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第 2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円

		10,800円	8,100円
		3,800円	2,900円
		5,000円	3,800円

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。

(那覇市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市税条例等の一部を改正する条例(平成26年那覇市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(那覇市税条例の一部改正) 第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。 [付則第12条の改正規定 別記] 付 則 (施行期日等) 第1条 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による那覇市税条例付則第6条の2の改正規定及び付則第3条の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(2) [略] (3) 第1条中那覇市税条例第82条の改正規定並びに付則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)付則第12条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日 (4) 第1条中那覇市税条例第33条第5項及び付則第16条の2の改正規定 平成28年1月1日 (5) 第1条中那覇市税条例第23条、第48条、第52条第1項及び付則第12条の改正規定並びに次条第5項、付則第5条及び	(那覇市税条例の一部改正) 第1条 [略] [付則第12条の改正規定 別記] 付 則 (施行期日等) 第1条 [略] (1)～(2) [略] (3) 第1条中那覇市税条例第82条第2号アの改正規定(「3,600円」に係る部分を除く。)並びに付則第4条第1項及び第6条(第1条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)付則第12条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日 (4) 第1条中那覇市税条例付則第16条の2の改正規定 平成28年1月1日 (5) 第1条中那覇市税条例第23条、第48条、第52条第1項及び第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定(「3,

第6条(新条例付則第12条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日	<u>600円」に係る部分に限る。)</u>及びイの改正規定、同条第3号の改正規定並びに付則第12条の改正規定並びに<u>付則第4条第2項、第5条及び第6条(新条例付則第12条に係る部分に限る。)</u>の規定 平成28年4月1日
(6) 第1条中那覇市税条例<u>付則第14条の2第1項及び第14条の3第2項の改正規定並びに次条第3項及び第4項の規定</u> 平成29年1月1日	(6) 第1条中那覇市税条例<u>第33条第5項、付則第14条の2第1項及び第14条の3第2項の改正規定並びに次条第3項から第5項までの規定</u> 平成29年1月1日
(7) [略] (市民税に関する経過措置)	(7) [略] (市民税に関する経過措置)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 新条例第33条第5項の規定は、<u>平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u>	3 新条例第33条第5項の規定は、<u>平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u>
4～7 [略] (軽自動車税に関する経過措置)	4～7 [略] (軽自動車税に関する経過措置)
第4条 新条例<u>第82条</u>の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。	第4条 新条例<u>第82条第2号ア(「3,600円」に係る部分を除く。)</u>の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例付則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	2 新条例第82条第1号、第2号ア(「3,600円」に係る部分に限る。)<u>及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</u>
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例付則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第6条 [略]

[略]		[略]	
新条例付則第12条の表以外の部分	[略]	新条例付則第12条第1項の表以外の部分	[略]
新条例付則第12条の表第82条第2号アの項		新条例付則第12条第1項の表第82条第2号アの項	

備考

- 1 付則第12条の改正規定に係る改正については、下線の有無にかかわらず、改正前の欄中付則第12条の改正規定の全部を、改正後の欄中付則第12条の改正規定に改める。
- 2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

[改正前 別記]

[付則第12条の改正規定]

第12条 削除

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

[改正後 別記]

[付則第12条の改正規定]

(軽自動車税の税率の特例)

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指

定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第 2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

第12条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に

規定する三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 [表 略]	規定する三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 [表 略]
---	---

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中那覇市税条例等の一部を改正する条例付則第1条及び第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第5条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する同条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例付則第5条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成27年度分の固定資産税に限り、新条例第67条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月1日から同月31日まで」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例付則第12条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

那覇市条例第32号
平成27年 3 月31日
公 布 済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条 [略] 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>51万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>51万円</u>とする。 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16万円</u>とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>14万円</u>とする。 (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>51万円</u>を超える場合には、<u>51万円</u>)、同条第3項本文の後	(課税額) 第2条 [略] 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u>とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。 (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>52万円</u>を超える場合には、<u>52万円</u>)、同条第3項本文の後

期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>14万円</u>を超える場合には、<u>14万円</u>)の合算額とする。 (1) [略] (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>24万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ [略] (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>45万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ [略]	期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>)の合算額とする。 (1) [略] (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>26万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ [略] (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>47万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

那覇市規則第 7 号

平成27年 3 月24日

公 布 済

那覇市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成27年那覇市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第2条 条例第3条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、許可申請書に設計説明書及び別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。許可を受けた内容を変更しようとするときも、同様とする。

（許可の通知）

第3条 市長は、前条の規定による申請について許可をしたときは、許可書を当該申請をした者に交付する。

（届出）

第4条 風致地区内において条例第3条第1項各号に掲げる行為をする建築主、造成主等（以下「建築主等」という。）は、許可に係る行為が完了するまでの間、建築主等、設計者又は工事施工者の住所又は氏名に変更があった場合は、住所氏名変更届により、その旨を速やかに、市長に届け出るものとする。

2 建築主等は、許可に係る行為を完了したとき、又は中止しようとするときは、行為完了・中止届により、その旨を速やかに、市長に届け出るものとする。

（許可標識の掲示）

第5条 許可を受けた者は、風致地区内行為許可標識を作成し、当該許可に係る行為が完了するまでの間、当該許可を受けた行為に係る土地の区域内の見やすい場所に設置するものとする。

2 前項の規定は、前条第1項の規定による届出をした場合について準用する。

（協議）

第6条 条例第3条第3項後段の規定による協議は、協議書に設計説明書及び別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる図書を添えて行うものとする。協議した内容を変更しようとするときも、同様とする。

（規則で定める独立行政法人）

第7条 条例第3条第3項の規則で定める独立行政法人は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 国立研究開発法人森林総合研究所
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (8) 独立行政法人環境再生保全機構
- (9) 独立行政法人国立病院機構

（行為の通知）

第8条 条例第4条後段の規定による通知は、通知書に設計説明書及び別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる図書を添えて行うものとする。
通知した内容を変更しようとするときも、同様とする。

（身分証明書）

第9条 条例第7条第2項の証明書は、身分証明書とする。

（様式）

第10条 この規則の規定による別表第2に掲げる文書の様式は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第6条、第8条関係）

行為の区 分	図書		
	種類	縮尺	図書に明示しなければならない事項
1 建築物 の新築、 改築、増	付近見取図	1万分の 1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 道路

築又は 移転			(4) 目標となる地物
	配置図	200 分 の 1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 敷地の境界 (4) 敷地内における建築物、工作物、 木竹等の位置 (5) 申請に係る建築物と他の建築物と の別 (6) 敷地に接する道路の位置及び幅員
	平面図	200 分 の 1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 間取り (4) 各室の用途
	立面図(2面 以上)	200 分 の 1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 主要部分の材料の種別 (4) 仕上げ方法 (5) 色彩
	断面図(2面 以上)	200 分 の 1以上	(1) 縮尺 (2) 建築物の断面 (3) 現況地盤、設計地盤及び平均地盤 の状況 (4) 敷地の境界 (5) 敷地内における建築物、工作物、 木竹等の位置及び高さ (6) 申請に係る建築物と他の建築物と の別
	地盤算定図	200 分 の 1以上	現況地盤、設計地盤及び平均地盤の状況

	敷地面積等 算定図	200 分 の 1以上	(1) 縮尺 (2) 敷地面積及び建築面積 (3) 求積図及び求積表
	緑地面積算 定図	200 分 の 1以上	(1) 縮尺 (2) 植栽によって覆われる土地の面積 (3) 求積図及び求積表
	植栽計画図	200 分 の 1以上	(1) 縮尺 (2) 植栽によって覆われる土地の区域 (3) 保存し、伐採し、若しくは移植する木竹又は新たに植栽する木竹(それぞれ色分けすること。)の名称、位置、高さ、葉張り、本数等
	状況カラー 写真		行為の場所及びその周辺の状況が分かるもの
2 工作物の新築、改築、増築又は移転	付近見取図	1 万 分 の 1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 道路 (4) 目標となる地物
	配置図	200 分 の 1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 敷地の境界 (4) 申請に係る工作物の地上投影部分 (5) 申請に係る工作物と他の工作物との別
	平面図	200 分 の 1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 工作物の用途
	立面図(2面以上)	200 分 の 1以上	(1) 縮尺 (2) 方位

			(3) 主要部分の材料の種別 (4) 仕上げ方法 (5) 色彩
	断面図(2面以上)	200 分の1以上	(1) 縮尺 (2) 工作物の断面 (3) 現況地盤、設計地盤及び平均地盤の状況 (4) 敷地の境界 (5) 申請に係る工作物と他の工作物との別
	植栽計画図	200 分の1以上	(1) 縮尺 (2) 植栽によって覆われる土地の区域 (3) 保存し、伐採し、若しくは移植する木竹又は新たに植栽する木竹(それぞれ色分けすること。)の名称、位置、高さ、葉張り、本数等
	状況カラー写真		行為の場所及びその周辺の状況が分かるもの
3 建築物等の色彩の変更	付近見取図	1 万分の1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 道路 (4) 目標となる地物
	立面図(2面以上)	200 分の1以上	(1) 縮尺 (2) 主要部分の材料の種別 (3) 仕上げ方法 (4) 色彩
	状況カラー写真		行為の場所及びその周辺の状況が分かるもの
4 宅地の	付近見取図	1 万分の	(1) 縮尺

造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、水面の埋立て若しくは干拓又は土石の類の採取		1以上	(2) 方位 (3) 道路 (4) 目標となる地物
	地形図	1,000 分の1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 行為地の境界
	平面図	600 分の1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 行為地の境界 (4) 排水施設 (5) 切土又は盛土をする土地の部分 (6) のり面(切土又は盛土をする土地の部分に生ずるものに限る。) (7) 擁壁(切土又は盛土をする土地の部分に生ずるのりに設置するものに限る。)
	断面図(2面以上)	600 分の1以上	(1) 縮尺 (2) 現況地盤及び設計地盤の状況
	のり面断面図	50 分の1以上	(1) 縮尺 (2) のりの高さ及び勾配 (3) のりの保護の方法
	行為地面積算定図	200 分の1以上	(1) 縮尺 (2) 行為地の面積 (3) 求積図及び求積表
	緑地面積算定図	200 分の1以上	(1) 縮尺 (2) 植栽によって覆われる土地の面積 (3) 求積図及び求積表
	植栽計画図	200 分の1以上	(1) 縮尺 (2) 植栽によって覆われる土地の区域

			(3) 保存し、伐採し、若しくは移植する木竹又は新たに植栽する木竹(それぞれ色分けすること。)の名称、位置、高さ、葉張り、本数等
	状況カラー写真		行為の場所及びその周辺の状況が分かるもの
5 木竹の伐採	付近見取図	1 万分の1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 道路 (4) 目標となる地物
	地形図	2,500 分の1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 周辺の土地利用の状況 (4) 林況 (5) 伐採区域
	伐採計画図	1,200 分の1以上	(1) 縮尺 (2) 保存し、伐採し、若しくは移植する木竹又は新たに植栽する木竹(それぞれ色分けすること。)の名称、位置、高さ、本数等 (3) 伐採後の土地利用の状況
	状況カラー写真		行為の場所及びその周辺の状況が分かるもの
6 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の	付近見取図	1 万分の1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 道路 (4) 目標となる地物
	地形図	1,000 分の1以上	(1) 縮尺 (2) 方位

堆積			(3) 周辺の土地利用の状況 (4) 堆積区域
	堆積計画図	200 分 の 1以上	(1) 縮尺 (2) 堆積物の種類、高さ及び量並びに 堆積する位置及びその方法 (3) 堆積後の処理方法
	状況カラー 写真		行為の場所及びその周辺の状況が分かるもの

別表第2(第10条関係)

番号	文書の名称	根拠条項
1	許可申請書	第2条
2	設計説明書	第2条
3	許可書	第3条
4	住所氏名変更届	第4条第1項
5	行為完了・中止届	第4条第2項
6	風致地区内行為許可標識	第5条第1項
7	協議書	第6条
8	通知書	第8条
9	身分証明書	第9条

那覇市規則第 8 号
平成27年 3 月24日
公 布 済

那覇市松山公園文化交流施設条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市松山公園文化交流施設条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市松山公園文化交流施設条例（平成27年那覇市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（行為の許可及び利用許可の申請）

第2条 条例第7条第1項の行為の許可及び第8条第1項の利用許可を受けようとする者は、行為の開始日又は利用の日から起算して3日前までに申請しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、当該申請に係る許可書を申請者に交付するものとする。

（利用料金等の返還）

第3条 条例第9条第5項ただし書の規定により利用料金及び入園料を返還することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）天災その他不可抗力により利用できなくなった場合 利用できない期間に係る額

（2）行為の開始日又は利用の日から起算して5日前までに許可の取消しを申し出た場合 全額

（3）その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

2 前項の規定により利用料金及び入園料の返還を受けようとする者は、利用料金等返還申請書により指定管理者に申請しなければならない。この場合において、前条第2項の許可書の交付を受けている者は、当該許可書を添えるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、利用料金等返還通知書を申請者に交付するものとする。

（利用料金等の減免）

第4条 条例第10条の規定により利用料金及び入園料を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、減免する額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（1）条例第10条第1号から第3号までの規定に該当する場合 全額

- (2) 条例第10条第4号から第9号までの規定に該当する場合 全額(交流室利用料及び入園料にあつては、2分の1の額)
 - (3) 条例第10条第10号の規定に該当する場合 全額(交流室利用料にあつては、2分の1の額)
 - (4) 条例第10条第11号の規定に該当する場合 指定管理者が必要と認める額
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第2号又は第3号に規定する場合においては、冷房機利用料についての減免は、行わないものとする。
- 3 第1項の規定により利用料金及び入園料の減免を受けようとする者は、利用料金等減免申請書により指定管理者に申請しなければならない。ただし、指定管理者が必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、前項の規定による申請があつた場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、利用料金等減免通知書を申請者に交付するものとする。
- (公告)

第5条 市長は、条例第14条第1項の規定により那覇市松山公園文化交流施設(以下「文化交流施設」という。)の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置
 - (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
 - (3) 指定管理者の指定の予定期間
 - (4) 条例第14条第2項の申請(以下「指定申請」という。)の方法
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- (指定申請)

第6条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

- 2 条例第14条第3項の規則で定める申請書は、那覇市松山公園文化交流施設指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。
- 3 条例第14条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 定款又は寄附行為(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
 - (2) 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書
 - (3) 役員の名簿及び履歴書
 - (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

- (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
- (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の文化交流施設の管理に係る事業計画書及び収支計画書
- (8) その他市長が必要と認める書類
(指定等)

第7条 市長は、条例第14条第1項の規定による、指定をするときは那覇市松山公園文化交流施設指定管理者指定書(第2号様式)を、指定をしないときは那覇市松山公園文化交流施設指定管理者不指定通知書(第3号様式)を交付する。

(協定)

第8条 指定管理者は、本市と文化交流施設の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) 情報公開に関する事項
- (8) 事故及び損害賠償に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

那覇市松山公園文化交流施設指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 宛

申請者	所在地	
	団体名	
	代表者	印
連絡先	担当者	
	電 話	

那覇市松山公園文化交流施設の指定管理者の指定を受けたいので、那覇市松山公園文化交流施設条例第14条第2項の規定により申請します。

第2号様式(第7条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長

那覇市松山公園文化交流施設指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市松山公園文化交流施設の指定管理者の指定については、那覇市松山公園文化交流施設条例第14条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式(第7条関係)

那 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長

那覇市松山公園文化交流施設指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市松山公園文化交流施設の指定管理者の指定については、指定しないので通知します。

那覇市規則第9号
平成27年3月24日
公 布 済

那覇市消防団員服制等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市消防団員服制等規則の一部を改正する規則

那覇市消防団員服制等規則(昭和62年那覇市規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
3 改正前の欄中の図(以下「改正図」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の図(以下「改正後図」という。)がある場合は、当該改正図を当該改正後図に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存する活動上衣及び活動ズボンについては、この規則による改正後の那覇市消防団員服制等規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

[改正前 別記]

別表

種別	服制
[略]	
活動上衣	色又は地質 略帽と同様とし、肩章裏、 <u>えり裏、衽みヒダ、雨蓋裏</u> にオレンジ色を配する。
	製式 カッター式の <u>長そで</u> とし、 <u>ポケットは胸部左右に各1個とし、衽みヒダ及びふた</u> を付ける。 後面には、 <u>幅300ミリメートルのオレンジ色で那覇市消防団の文字</u> を入れる。 形状は、図のとおりとする。
活動ズボン	色又は地質 <u>活動上衣と同様とする。</u>
	製式 長ズボンとし、 <u>紺又はオレンジ色のベルト</u> を用いる。 <u>ポケットは、左右側方及び右側後方に各1個とし、ふたを付け、マジックテープで留める。</u> 形状は、図のとおりとする。
[略]	

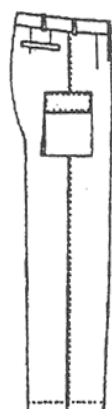
図

[略]

活動ズボン

[略]

活動上衣



前面



後面



[略]

冬服・夏服・ジャンパー左上腕部ワッペン

（図中網掛け部分はオレンジ色とする。）

[略]

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

種別		服制
[略]		
活動 上衣	色又は地質	略帽と同様とし、肩章裏、襟裏、台襟裏、胸囲及び袖(図中網掛け部分)にオレンジ色を配する。
	製式	カッター式の長袖とし、ファスナーを付ける。 ポケットは、胸部左右に各1個とし、挿みヒダ及び蓋を付ける。 後面には、白色及びオレンジ色を用い、那覇市消防団 NAHA FIRE CORPSの文字を入れる。 左上腕部にロゴマーク入りワッペン(図中網掛け部分は、オレンジ色とする。)を付ける。 形状は、図のとおりとする。
活動 ズボン	色又は地質	略帽と同様とし、挿みヒダ及び雨蓋(図中網掛け部分)にオレンジ色を配する。
	製式	長ズボンとし、紺又はオレンジ色のベルトを用いる。 ポケットは、側方及び後方の左右に各1個とし、マジックテープ式の蓋を付ける。

形状は、図のとおりとする。

[略]

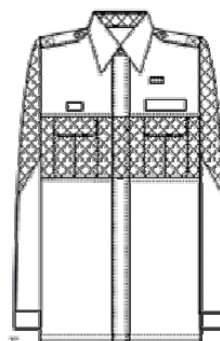
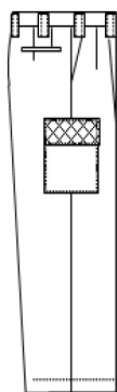
図

[略]

活動ズボン

[略]

活動上衣
前面



後面



[略]

衣、夏上衣、活動上衣及びジャンパーの左上腕部ワッペン

（図中網掛け部分は、オレンジ色とする。）

[略]

那覇市規則第10号

平成27年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例付則第 4 条の規定による給料に関する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例付則第4条の規定による給料に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年那覇市条例第8号。以下「平成27年改正条例」という。）付則第4条の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）給与条例 那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号）をいう。
- （2）初任給規則 那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和58年那覇市規則第7号）をいう。
- （3）切替日 平成27年4月1日をいう。
- （4）初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給規則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- （5）降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- （6）休職等期間 次に掲げる期間をいう。
 - ア 初任給規則第39条第1項の休職等の期間
 - イ 那覇市職員の育児休業等に関する条例（平成4年那覇市条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第8条の育児休業をした期間
- （7）復職時調整 初任給規則第39条又は育児休業条例第8条の規定による号給の調整をいう。
- （8）人事交流等職員 切替日以後に、次に掲げる者から引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。
 - ア 初任給規則第16条に掲げる者
 - イ 那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年那覇市

条例第33号)第12条第1号の退職派遣者

(平成27年改正条例付則第4条第1項の規則で定める職員)

第3条 平成27年改正条例付則第4条第1項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以後に初任給基準異動をした職員
- (2) 切替日以後に降格をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以後に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 切替日以後に育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。以下同じ。)を開始し、又は終了した職員
- (5) 切替日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員(市長の定めるこれに準ずる職員を含む。)
- (6) 切替日以後に平成27年改正条例付則第4条の規定による給料を支給される職員でなくなった職員

(平成27年改正条例付則第4条第2項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以後に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(次項において「複数事由該当職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの(前条第6号に掲げる職員を除く。)には、その差額に相当する額(給与条例付則第13項の特定職員(以下「特定職員」という。)にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。))を、平成27年改正条例付則第4条第2項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合(切替日以後にこれらの異動が2回以上あつた場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合)に初任給規則第24条から第27条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 降格をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日において

その者が受けていた給料月額に相当する額（平成27年改正条例第1条の規定による改正前の給与条例別表第1及び別表第2の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額。以下「切替前給料表による給料月額」という。）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に初任給規則第39条第1項又は育児休業条例第8条の規定の例により同日において受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 切替前給料表による給料月額に、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和47年那覇市条例第73号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。）切替前給料表による給料月額

(5) 市長の承認を得てその号給を決定された場合又は市長の定めるこれに準ずる場合 市長の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を、平成27年改正条例付則第4条第2項の規定による給料として支給する。

（平成27年改正条例付則第4条第3項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以後に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受け

る給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額(市長の定める職員にあっては、市長の定める額)に達しないこととなるもの(人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、第3条第6号に掲げるものを除く。)には、その差額に相当する額(特定職員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を、平成27年改正条例付則第4条第3項の規定による給料として支給する。

- 2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以後に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成27年改正条例付則第4条第2項の規定による給料の額に相当する額を、同条第3項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第6条 平成27年改正条例付則第4条の規定による給料の支給について、前3条の規定による場合には、部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則の廃止)
- 2 那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則(平成19年那覇市規則第57号)は、廃止する。

那覇市規則第11号
平成27年 3 月31日
公 布 済

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則

（那覇市職員職名等規則の一部改正）

第1条 那覇市職員職名等規則（1970年那覇市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
（職名等） 第2条 職員の職位及び職名は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>職位</th><th>職名</th></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>主査級</td><td>主査 専門主査 主任医師 主任歯科医師 保育所長 児童館長 学芸員主査 専門員主査 予防主査 プラント整備主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査</td></tr> <tr> <td>主任級</td><td>主任主事 主任技師 医師 歯科医師 主任保育士 主任学芸員 主任専門員 主任薬剤師 主任獣医師 主任保健師 主任栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任予防技術員 主任プラント整備員 主任運転手 主任環境整備員 主任総合現業員 主任調理員</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> </table>	職位	職名	[略]		主査級	主査 専門主査 主任医師 主任歯科医師 保育所長 児童館長 学芸員主査 専門員主査 予防主査 プラント整備主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査	主任級	主任主事 主任技師 医師 歯科医師 主任保育士 主任学芸員 主任専門員 主任薬剤師 主任獣医師 主任保健師 主任栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任予防技術員 主任プラント整備員 主任運転手 主任環境整備員 主任総合現業員 主任調理員	[略]		（職名等） 第2条 [略] <table border="1"> <tr> <th>職位</th><th>職名</th></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>主査級</td><td>主査 専門主査 主任医師 主任歯科医師 保育所長 児童館長 学芸員主査 専門員主査 予防主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査</td></tr> <tr> <td>主任級</td><td>主任主事 主任技師 医師 歯科医師 主任保育士 主任学芸員 主任専門員 主任薬剤師 主任獣医師 主任保健師 主任栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任予防技術員 主任運転手 主任環境整備員 主任総合現業員 主任調理員</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> </table>	職位	職名	[略]		主査級	主査 専門主査 主任医師 主任歯科医師 保育所長 児童館長 学芸員主査 専門員主査 予防主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査	主任級	主任主事 主任技師 医師 歯科医師 主任保育士 主任学芸員 主任専門員 主任薬剤師 主任獣医師 主任保健師 主任栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任予防技術員 主任運転手 主任環境整備員 主任総合現業員 主任調理員	[略]	
職位	職名																				
[略]																					
主査級	主査 専門主査 主任医師 主任歯科医師 保育所長 児童館長 学芸員主査 専門員主査 予防主査 プラント整備主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査																				
主任級	主任主事 主任技師 医師 歯科医師 主任保育士 主任学芸員 主任専門員 主任薬剤師 主任獣医師 主任保健師 主任栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任予防技術員 主任プラント整備員 主任運転手 主任環境整備員 主任総合現業員 主任調理員																				
[略]																					
職位	職名																				
[略]																					
主査級	主査 専門主査 主任医師 主任歯科医師 保育所長 児童館長 学芸員主査 専門員主査 予防主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査																				
主任級	主任主事 主任技師 医師 歯科医師 主任保育士 主任学芸員 主任専門員 主任薬剤師 主任獣医師 主任保健師 主任栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任予防技術員 主任運転手 主任環境整備員 主任総合現業員 主任調理員																				
[略]																					
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。																					

（那覇市会計規則の一部改正）

第2条 那覇市会計規則（1971年那覇市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及	

び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。

[改正前 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) [略]

(2) 収納出納員及び収納取扱員

設置箇所	収納出納員	収納取扱員	委任事務
[略]		[略]	
企画財務部	[略]		
	税制課 課長		
	[略]		
	資産税課 [略]		
	納税課 課長、担当副参事及び副参事		
[略]			
都市計画部	[略]		
	契約検査課 [略]		
	区画整理課 課長		
	地籍調査課 [略]		
[略]			
教育委員会	[略]		
	教育相談課 [略]		
	青少年育成課 課長		
	学務課 [略]		
	[略]		

[改正後 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) [略]

(2) [略]

設置箇所	収納出納員	収納取扱員	委任事務
[略]		[略]	
企画財務部	[略]		
	納税課 課長及び担当副参事		
	[略]		
	資産税課 [略]		
[略]			
都市計画部	[略]		
	契約検査課 [略]		
	地籍調査課 [略]		
[略]			
教育委員会	[略]		
	教育相談課 [略]		

学務課	[略]
[略]	

（那覇市事務分掌規則の一部改正）

第3条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（部の長等の職） 第2条 [略] 2～3 [略] 4 前3項に定めるもののほか、必要があるときは、部に参事監、参事、担当副参事又は副参事、課に担当副参事若しくは副参事、主幹又は主査(予防主査、環境整備主査、総合現業主査、<u>プラント整備主査</u>及び運転主査を含む。以下同じ。)を置くことができる。 5 [略] （企画財務部における課の分掌事務） 第6条 企画調整課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) [略] (8) <u>ファシリティマネジメント</u>に関すること。 2～4 [略] 5 <u>税制課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課</u>に関すること。 (3) <u>所得証明、資産証明、納税証明等</u>に関すること。 (4) <u>原動機付自転車等の標識交付</u>に関すること。 (5) [略] 6 市民税課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 個人の市県民税及び法人等の市民税並びに<u>事業所税</u>の賦課に関するこ	（部の長等の職） 第2条 [略] 2～3 [略] 4 前3項に定めるもののほか、必要があるときは、部に参事監、参事、担当副参事又は副参事、課に担当副参事若しくは副参事、主幹又は主査(予防主査、環境整備主査、総合現業主査及び運転主査を含む。以下同じ。)を置くことができる。 5 [略] （企画財務部における課の分掌事務） 第6条 [略] (1)～(7) [略] (8) <u>総合教育会議</u>に関すること。 2～4 [略] 5 <u>納税課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>市税(国民健康保険税にあつては、滞納に係るもの等で市長が定めるものに限る。)</u>の徴収に関すること。 (3) <u>納税証明等</u>に関すること。 (4) [略] 6 [略] (1) 個人の市県民税及び法人等の市民税、<u>軽自動車税、市たばこ税並びに入</u>

と。 (2) <u>扶養証明等</u>に関すること。 7 資産税課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>固定資産税及び特別土地保有税</u>の賦課に関すること。 (2)～(5) [略] 8 <u>納税課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1) <u>市税の徴収に関すること。</u> (2) <u>納税証明等に関すること。</u> (市民文化部における課の分掌事務) 第7条 [略] 2 まちづくり協働推進課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] (7) <u>新都心銘苅庁舎の管理</u>に関すること。 3～5 [略] (環境部における課の分掌事務) 第9条 [略] 2～3 [略] 4 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>環境保全</u>に関すること。 (2) <u>公害防止に関する施設及び実施計画に関すること。</u> (3) [略] (4) <u>自然保護</u>に関すること。 (5)～(6) [略]	<u>湯税の賦課</u>に関すること。 (2) <u>所得証明、資産証明、納税証明、扶養証明等</u>に関すること。 (3) <u>原動機付自転車等の標識交付</u>に関すること。 7 [略] (1) <u>固定資産税、特別土地保有税及び事業所税</u>の賦課に関すること。 (2)～(5) [略] (市民文化部における課の分掌事務) 第7条 [略] 2 [略] (1)～(6) [略] (7) <u>なは市民協働プラザの施設の維持管理及びなは市民活動支援センター</u>に関すること。 3～5 [略] (環境部における課の分掌事務) 第9条 [略] 2～3 [略] 4 [略] (1) <u>大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に係る規制、監視及び指導</u>に関すること。 (2) [略] (3) <u>自然環境の保全</u>に関すること。 (4)～(5) [略] (6) <u>那覇空港周辺地域における住宅騒音防止対策事業</u>に関すること。
--	---

5 〔略〕 （福祉部における課の分掌事務） 第10条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 保護管理課の分掌事務は、次のとおりとする。 （1）～（6） 〔略〕 （7） 自立支援プログラムに関する<u>こと。</u> （8） <u>ホームレスの自立の支援等に関すること。</u> （9） <u>住宅手当緊急措置事業に関すること。</u> （10）～（11） 〔略〕 5～7 〔略〕 （都市計画部における課の分掌事務） 第12条 〔略〕 2 〔略〕 3 市街地整備課の分掌事務は、次のとおりとする。 （1）～（2） 〔略〕 （3） <u>町界、町名及び地番に関すること。</u> （4） <u>住居表示に関すること。</u> （5） <u>市の区域に関すること。</u> （6） 〔略〕 4 <u>区画整理課の分掌事務は、次のとおりとする。</u>	<u>（7） その他環境保全に関すること。</u> 5 〔略〕 （福祉部における課の分掌事務） 第10条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 〔略〕 （1）～（6） 〔略〕 （7） <u>生活保護に係る自立支援プログラムに関すること。</u> （8） <u>生活困窮者自立支援に係る総合調整に関すること。</u> （9） <u>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の実施に関すること。</u> （10）～（11） 〔略〕 5～7 〔略〕 （都市計画部における課の分掌事務） 第12条 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕 （1）～（2） 〔略〕 （3） 〔略〕 （4） <u>土地区画整理事業の事業計画及び実施計画に関すること。</u> （5） <u>土地区画整理事業の清算に関すること。</u> （6） <u>土地区画整理事業の換地計画、建築指導及び建築行為等の許可に関すること。</u> （7） <u>土地区画整理事業の移転補償に関すること。</u> （8） <u>土地区画整理事業の工事及び公共施設の管理引継ぎに関すること。</u>
--	---

(1) <u>土地区画整理事業の事業計画及び実施計画に関すること。</u> (2) <u>区画整理事業特別会計の予算、決算及び経理に関すること。</u> (3) <u>土地区画整理事業の清算に関すること。</u> (4) <u>土地区画整理事業の換地計画、建築指導及び建築行為等の許可に関すること。</u> (5) <u>土地区画整理事業の移転補償に関すること。</u> (6) <u>土地区画整理事業の工事及び公共施設の管理引継ぎに関すること。</u> 5 [略] 6 地籍調査課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (建設管理部における課の分掌事務) 第13条 [略] 2～3 [略] 4 建築工事課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>住環境整備事業に関すること。</u> (2)～(3) [略] 5～7 [略] [別表 別記]	4 [略] 5 [略] (1)～(3) [略] (4) <u>町界、町名及び地番に関すること。</u> (5) <u>住居表示に関すること。</u> (6) <u>市の区域に関すること。</u> (建設管理部における課の分掌事務) 第13条 [略] 2～3 [略] 4 [略] (1)～(2) [略] 5～7 [略] [別表 別記]
備考 1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 3 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。 5 前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]
別表(第1条関係)

部	所	課	室
[略]			
企画財務部		[略]	
		税制課	
		[略]	
		資産税課	
		納税課	
[略]			
福祉部		[略]	
		保護管理課	福祉相談室
		[略]	
[略]			
都市計画部		[略]	
		市街地整備課	
		区画整理課	
		契約検査課	
		[略]	
[略]			

[改正後 別記]

別表(第1条関係)

部	所	課	室
[略]			
企画財務部		[略]	
		納税課	
		[略]	
		資産税課	
[略]			
福祉部		[略]	
		保護管理課	
		[略]	
[略]			
都市計画部		[略]	
		市街地整備課	
		契約検査課	
		[略]	
[略]			

(那覇市税条例施行規則の一部改正)

第4条 那覇市税条例施行規則(昭和48年那覇市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(徴税吏員等) 第3条 条例第2条第1号に規定する委任を受けた市職員は、企画財務部長、健康部長、企画財務部副部長及び健康部副部長並びに<u>税制課</u>、市民税課、資産税課、<u>納税課</u>及び国民健康保険課に勤務する職員とする。 2 [略]	(徴税吏員等) 第3条 条例第2条第1号に規定する委任を受けた市職員は、企画財務部長、健康部長、企画財務部副部長及び健康部副部長並びに<u>納税課</u>、市民税課、資産税課及び国民健康保険課に勤務する職員とする。 2 [略]
備考 1 第2条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例施行規則の一部改正)

第5条 那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例施行規則(昭和48年那覇市規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1号様式(第16条関係) [略] 注意事項 1～3 [略] 4 御不審の点があれば、<u>那覇市区画整理課</u>へお問い合わせください。 [略] 第14号様式(第37条関係) [略] 備考 精算金を交付すべき宅地に先取特権、質権又は抵当権があるときは、年月日までに債権者から供託しなくてもよい旨の同意書を<u>区画整理課</u>に提出してください。同意書の提出がない場合は、交付金は供託しますから御承知ください。	第1号様式(第16条関係) [略] 注意事項 1～3 [略] 4 御不審の点があれば、<u>那覇市市街地整備課</u>へお問い合わせください。 [略] 第14号様式(第37条関係) [略] 備考 精算金を交付すべき宅地に先取特権、質権又は抵当権があるときは、年月日までに債権者から供託しなくてもよい旨の同意書を<u>市街地整備課</u>に提出してください。同意書の提出がない場合は、交付金は供託しますから御承知ください。
備考 第2条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市職員等の旅費支給条例施行規則の一部改正)

第6条 那覇市職員等の旅費支給条例施行規則(昭和49年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]

備考

- 1 第2条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

[改正前 別記]

別表(第9条関係)

職員等の職務等級区分表

区分	職員等
[略]	
3等級の職務にある者	主幹、専門主幹、専任館長、係長、主査、専門主査、主任医師、主任歯科医師、学芸員主査、専門員主査、保育所長、児童館長、指導主事、主任教諭、副所長、中央公民館を除く公民館の館長、分館長、社会教育主事、教育相談員主査、消防司令、消防司令補、消防士長、予防主査、総合現業主査、調理主査、主任調理員、環境整備主査、運転主査、 <u>プラント整備主査</u> 、主任環境整備員、主任運転手、主任予防技術員、 <u>主任プラント整備員</u> 、主任総合現業員
[略]	

[改正後 別記]

別表(第9条関係)

[略]

区分	職員等
[略]	
3等級の職務にある者	主幹、専門主幹、専任館長、係長、主査、専門主査、主任医師、主任歯科医師、学芸員主査、専門員主査、保育所長、児童館長、指導主事、 <u>管理主事</u> 、主任教諭、副所長、中央公民館を除く公民館の館長、分館長、社会教育主事、教育相談員主査、消防司令、消防司令補、消防士長、予防主査、総合現業主査、調理主査、主任調理員、環境整備主査、運転主査、主任環境整備員、主任運転手、主任予防技術員、主任総合現業員
[略]	

(那覇市現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第7条 那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(現業職員の範囲) 第2条 現業職員の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1) 環境整備主査、予防主査、総合現業主査、<u>プラント整備主査</u>、運転主査及び調理主査(以下「環境整備主査等」と	(現業職員の範囲) 第2条 [略] (1) 環境整備主査、予防主査、総合現業主査、運転主査及び調理主査(以下「環境整備主査等」という。)

いう。) (2) 主任環境整備員、主任予防技術員、主任総合現業員、主任プラント整備員、主任運転手及び主任調理員(以下「主任環境整備員等」という。) (3) [略]	(2) 主任環境整備員、主任予防技術員、主任総合現業員、主任運転手及び主任調理員(以下「主任環境整備員等」という。) (3) [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市規則第12号

平成27年 3 月31日

公 布 済

那覇市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市庁舎管理規則の一部を改正する規則

那覇市庁舎管理規則(昭和50年那覇市規則第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第3条関係)

区分	庁舎管理者
[略]	
[略]	市民文化部長
小禄支所庁舎	
新都心銘苅庁舎	
[略]	

[改正後 別記]

別表(第3条関係)

区分	庁舎管理者
[略]	
[略]	市民文化部長
小禄支所庁舎	
[略]	

那覇市規則第13号

平成27年 3 月31日

公 布 済

那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則(昭和56年那覇市規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(幹事会) 第3条 [略] 2 幹事会は幹事をもって組織し、幹事は次に掲げる者をもって充てる。 学校教育部副部長、青少年育成課長、教育相談課長、学校教育課長、教育研究所長、生涯学習課長、市民生活安全課長、健康増進課長、こども政策課長、こどもみらい課長、子育て応援課長 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に学校教育部副部長を、副幹事長に青少年育成課長をもって充てる。 4～7 [略] (庶務) 第4条 協議会の庶務は、青少年育成課において処理する。	(幹事会) 第3条 [略] 2 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。 生涯学習部副部長、生涯学習課長、生涯学習課青少年育成室長、学校教育課長、教育相談課長、教育研究所長、市民生活安全課長、健康増進課長、こども政策課長、こどもみらい課長、子育て応援課長 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に生涯学習部副部長を、副幹事長に生涯学習課青少年育成室長をもって充てる。 4～7 [略] (庶務) 第4条 協議会の庶務は、生涯学習課青少年育成室において処理する。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市規則第14号
平成27年 3 月31日
公 布 済

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(再任用短時間勤務職員等の給料月額 の端数計算) 第4条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。 (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(第57条の8において「再任用職員」という。)で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。) 条例第10条の2 (2) [略] (調整する職及び調整額) 第8条 [略] <u>2 那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第18号。以下「平成18年改正条例」という。)付則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額の100分の20」とあるのは、「給料月額と那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第18号)付則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額の100分の20」とする。</u>	(再任用短時間勤務職員等の給料月額 の端数計算) 第4条の2 [略] (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(第25条の2及び第57条の8において「再任用職員」という。)で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。) 条例第10条の2 (2) [略] (調整する職及び調整額) 第8条 [略]

第12条 [略]

2 初任給調整手当を支給されている職員が医師、歯科医師又は獣医師の免許を必要としない職に異動をした場合には、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

（権衡職員の範囲）

第25条の2 条例第18条第1項第2号の規則で定める職員は、第43条に規定する職員で、同条第1号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の直前の住居であった住宅又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

（加算額等）

第42条の3 [略]

2 [略]

3 条例第19条の2第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 1万2,000円

(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 1万8,000円

(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 2万4,000円

(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 3万円

(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 3万5,000円

(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 4万円

(8) 1,500キロメートル以上 4万5,000円

第12条 [略]

2 初任給調整手当を支給されている職員が診療の業務に従事しないこととなった場合は、当該業務を行わなくなった日から初任給調整手当は、支給しない。

（権衡職員の範囲）

第25条の2 条例第18条第1項第2号の規則で定める職員は、第43条に規定する職員（再任用職員を除く。）で、同条第1号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の直前の住居であった住宅又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

（加算額等）

第42条の3 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) [略]

(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 1万3,000円

(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 2万円

(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 2万6,000円

(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 3万3,000円

(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 3万8,000円

(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 4万3,000円

(8) 1,500キロメートル以上 4万8,000円

付 則	(9) <u>2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 5万3,000円</u> (10) <u>2,500キロメートル以上 5万8,000円</u> 付 則 <u>(条例第16条の規定による地域手当の支給割合)</u> 10 <u>那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成27年那覇市条例第8号。以下「平成27年改正条例」という。)付則第6条の規定により読み替えられた条例第16条第2項各号の規則で定める割合は、人事院規則9-49(地域手当)附則別表に定める割合とする。</u> <u>(条例第17条の規定による地域手当の支給割合)</u> 11 <u>平成27年改正条例付則第6条の規定により読み替えられた条例第17条の規則で定める割合は、100分の15とする。</u> <u>(平成32年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)</u> 12 <u>平成27年改正条例付則第6条の規定により読み替えられた条例第19条の2第2項に規定する3万円を超えない範囲内で規則で定める割合は、2万6,000円とする。</u> [別表第1 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

[改正前 別記]
別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
------	----	-----

〔略〕		
健康増進課	〔略〕	
	(4) 医師	〔略〕
	(5) 〔略〕	
	〔略〕	
〔略〕		

[改正後 別記]

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
〔略〕		
健康増進課	〔略〕	
	(4) 医師及び歯科医師	〔略〕
	(5) 〔略〕	
	〔略〕	
〔略〕		

那覇市規則第15号

平成27年 3 月31日

公 布 済

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第7 別記]	[別表第7 別記]
[別表第7の2 別記]	[別表第7の2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第7(第22条関係)

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
[略]							
45	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>29</u>
46							<u>29</u>
47							<u>30</u>
48							<u>30</u>
49							<u>31</u>
50							<u>31</u>
51							<u>32</u>
52						<u>30</u>	<u>32</u>
53						[略]	<u>33</u>
54							<u>33</u>
55						<u>31</u>	<u>34</u>
56						<u>31</u>	<u>34</u>
57						[略]	<u>35</u>
58						<u>32</u>	<u>35</u>
59						<u>32</u>	<u>36</u>
60						<u>32</u>	<u>36</u>
61						<u>33</u>	<u>37</u>

62						<u>33</u>	[略]
63						<u>34</u>	
64						<u>34</u>	
65						<u>35</u>	
66						<u>35</u>	
67						<u>36</u>	
68						<u>36</u>	
69					<u>51</u>	<u>37</u>	
70					<u>51</u>	<u>37</u>	
71					<u>52</u>	<u>38</u>	
72					<u>52</u>	<u>38</u>	
73					<u>53</u>	<u>39</u>	
74					<u>54</u>	<u>39</u>	
75	33				<u>55</u>	<u>40</u>	
76	[略]				<u>56</u>	<u>40</u>	
77	34			69	<u>57</u>	<u>41</u>	
78	34			70	<u>58</u>		
79	35			71	<u>59</u>		
80	35			72	<u>60</u>		
81	35			73	<u>61</u>		
82	36			74	<u>62</u>		
83	36			75	<u>63</u>		
84	36			76	<u>64</u>		
85	37			77	<u>65</u>		
86	37			78		[略]	
87	38			79			
88	38			80			
89	39			81			
90	39			82			
91	40			83			
92	40			84			
93	41			85			
[略]							
97	[略]		56	[略]			
[略]							
101	[略]	[略]	57	[略]	[略]	[略]	[略]
102			57				
103			58				
104			58				
105			59				
106			59				
107			60				

108			<u>60</u>				
109		<u>57</u>	<u>61</u>				
110		[略]	<u>61</u>				
111			<u>62</u>				
112			<u>62</u>				
113			<u>63</u>				
114		<u>58</u>	[略]				
115		<u>58</u>					
[略]							
119	[略]	<u>59</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
120		<u>59</u>					
121		<u>59</u>					
122		<u>59</u>					
123		<u>59</u>					
124		<u>60</u>					
125		<u>60</u>					

イ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
[略]			
49	<u>29</u>	[略]	[略]
50	<u>29</u>		
[略]			
52	<u>30</u>	[略]	[略]
53	<u>30</u>		
[略]			
55	<u>31</u>	[略]	[略]
56	<u>31</u>		
[略]			
58	<u>32</u>	[略]	[略]
59	<u>32</u>		
[略]			
61	<u>33</u>	[略]	[略]
62	<u>33</u>		
63	<u>34</u>		
64	<u>34</u>		
65	<u>35</u>		
[略]			
73	[略]	[略]	<u>43</u>
74			<u>43</u>
75			44

76		44
77		45
78		45
79		46
80		46
81	49	47
82	49	47
83	[略]	48
84	50	48
85	50	49
86	50	49
87	51	50
88	51	50
89	51	51
90	52	[略]
91	52	
92	52	
93	53	
94	53	
95	54	
96	54	
97	55	

ウ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
[略]					
58	<u>33</u>	[略]	[略]	[略]	[略]
59	<u>34</u>				
60	<u>34</u>				
61	<u>35</u>				
62	<u>35</u>				
63	<u>36</u>				
64	<u>36</u>				
65	<u>37</u>				
66	<u>38</u>				
67	<u>39</u>				
[略]					
69	[略]				<u>41</u>
[略]					
71	<u>41</u>	[略]	[略]	[略]	<u>42</u>
72	[略]				<u>42</u>

73	<u>42</u>				<u>43</u>
74	<u>42</u>				<u>43</u>
75	<u>43</u>				<u>44</u>
76	<u>43</u>				<u>44</u>
77	<u>43</u>				<u>45</u>
78	<u>44</u>				<u>45</u>
79	<u>44</u>				<u>46</u>
80	<u>44</u>				<u>46</u>
81	<u>45</u>				<u>47</u>
82	<u>45</u>				<u>47</u>
83	<u>46</u>				<u>48</u>
84	<u>46</u>				<u>48</u>
85	<u>47</u>				<u>49</u>
[略]					
89	[略]	[略]	[略]	<u>49</u>	[略]
90		<u>62</u>		<u>49</u>	
[略]					
92	[略]	[略]	[略]	<u>50</u>	[略]
93				<u>50</u>	
94				<u>50</u>	
95		<u>63</u>		<u>51</u>	
96		<u>63</u>		<u>51</u>	
97		[略]	<u>75</u>	<u>51</u>	
98			<u>75</u>	<u>52</u>	
99			<u>76</u>	<u>52</u>	
100		<u>64</u>	<u>76</u>	<u>52</u>	
101		<u>64</u>	<u>77</u>	<u>53</u>	
102		<u>64</u>	<u>77</u>	<u>53</u>	
103		[略]	<u>78</u>	<u>54</u>	
104			<u>78</u>	<u>54</u>	
105		<u>65</u>	<u>79</u>	<u>55</u>	
106		[略]	<u>79</u>	[略]	
107			<u>80</u>		
108			<u>80</u>		
109			<u>81</u>		
110			<u>81</u>		
111			<u>82</u>		
112			<u>82</u>		
113			<u>83</u>		

エ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受	昇格後の号給
------------	--------

けていた号給	2級	3級	4級	5級	6級
[略]					
76	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>42</u>
77					<u>42</u>
78					<u>42</u>
79					<u>43</u>
80					<u>43</u>
81					<u>43</u>
82					<u>44</u>
83					<u>44</u>
84					<u>44</u>
85					<u>45</u>
86					<u>45</u>
87					<u>45</u>
88					<u>46</u>
89					<u>46</u>
90					<u>46</u>
91					<u>47</u>
92	<u>47</u>				
93	<u>47</u>				
[略]					
97	[略]	[略]	[略]	<u>69</u>	[略]
98				<u>70</u>	
99				<u>71</u>	
100				<u>72</u>	
101				<u>73</u>	
102				<u>73</u>	
103				<u>74</u>	
104				<u>74</u>	
105				<u>75</u>	
106				<u>75</u>	
107				<u>76</u>	
108				<u>76</u>	
109			<u>93</u>	<u>77</u>	
110			<u>94</u>	<u>78</u>	
111			<u>95</u>	<u>79</u>	
112			<u>96</u>	<u>80</u>	
113	<u>97</u>	<u>81</u>			
114	<u>98</u>	[略]			
115	<u>99</u>				
116	<u>100</u>				
117	<u>101</u>				

118			<u>101</u>		
119			<u>102</u>		
120		<u>86</u>	<u>102</u>		
121		[略]	<u>103</u>		
122			<u>103</u>		
123		<u>87</u>	<u>104</u>		
124		<u>87</u>	<u>104</u>		
125		[略]	<u>105</u>		
126		88	[略]		
127		<u>88</u>			
128		<u>88</u>			
129		<u>89</u>			
130		<u>89</u>			
131		<u>89</u>			
132		<u>90</u>			
133		<u>90</u>			
134		<u>90</u>			
135		<u>91</u>			
136		<u>91</u>			
137		<u>91</u>			
138		<u>92</u>			
139		<u>92</u>			
140	<u>90</u>	<u>92</u>			
141	[略]	<u>93</u>			
142		<u>93</u>			
143	<u>91</u>	<u>93</u>			
144	<u>91</u>	<u>94</u>			
145	[略]	<u>94</u>			
146	<u>92</u>	<u>94</u>			
147	<u>92</u>	<u>95</u>			
148	<u>92</u>	<u>95</u>			
149	<u>93</u>	<u>95</u>			
150	<u>93</u>	<u>96</u>			
151	<u>93</u>	<u>96</u>			
152	<u>93</u>	<u>96</u>			
153	<u>94</u>	<u>97</u>			
154	<u>94</u>	[略]			
155	<u>94</u>				
156	<u>94</u>				
157	<u>95</u>				
158	<u>95</u>				
159	<u>95</u>				

160	<u>95</u>				
161	<u>96</u>				
162	<u>96</u>				
163	<u>96</u>				
164	<u>96</u>				
165	<u>97</u>				
166	<u>97</u>				
167	<u>98</u>				
168	<u>98</u>				
169	<u>99</u>				

[改正後 別記]

別表第7(第22条関係)

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
[略]							
45	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>28</u>
46							<u>28</u>
47							<u>28</u>
48							<u>29</u>
49							<u>29</u>
50							<u>29</u>
51							<u>29</u>
52						<u>29</u>	<u>29</u>
53						[略]	<u>30</u>
54							<u>30</u>
55						<u>30</u>	<u>30</u>
56						<u>30</u>	<u>30</u>
57						[略]	<u>30</u>
58						<u>31</u>	<u>31</u>
59						<u>31</u>	<u>31</u>
60						<u>31</u>	<u>31</u>
61						<u>31</u>	<u>31</u>
62						<u>31</u>	[略]
63						<u>31</u>	
64						<u>31</u>	
65						<u>31</u>	
66						<u>31</u>	
67						<u>31</u>	
68						<u>32</u>	

69					<u>50</u>	<u>32</u>
70					<u>50</u>	<u>32</u>
71					<u>50</u>	<u>32</u>
72					<u>50</u>	<u>32</u>
73					<u>50</u>	<u>32</u>
74					<u>50</u>	<u>32</u>
75	<u>34</u>				<u>50</u>	<u>32</u>
76	[略]				<u>50</u>	<u>32</u>
77	<u>35</u>			<u>68</u>	<u>51</u>	<u>32</u>
78	<u>35</u>			<u>68</u>	<u>51</u>	<u>32</u>
79	<u>36</u>			<u>68</u>	<u>51</u>	<u>32</u>
80	<u>36</u>			<u>68</u>	<u>51</u>	<u>32</u>
81	<u>37</u>			<u>69</u>	<u>51</u>	<u>33</u>
82	<u>38</u>			<u>69</u>	<u>51</u>	<u>33</u>
83	<u>39</u>			<u>69</u>	<u>51</u>	<u>34</u>
84	<u>40</u>			<u>69</u>	<u>51</u>	<u>34</u>
85	<u>41</u>			<u>69</u>	<u>51</u>	<u>35</u>
86	<u>41</u>			<u>70</u>	<u>51</u>	[略]
87	<u>42</u>			<u>70</u>	<u>51</u>	
88	<u>42</u>			<u>70</u>	<u>51</u>	
89	<u>43</u>			<u>71</u>	<u>52</u>	
90	<u>43</u>			<u>72</u>	<u>52</u>	
91	<u>44</u>			<u>73</u>	<u>52</u>	
92	<u>44</u>			<u>74</u>	<u>52</u>	
93	<u>45</u>			<u>75</u>	<u>53</u>	
[略]						
97	[略]		<u>55</u>	[略]		
[略]						
101	[略]	[略]	<u>56</u>	[略]	[略]	[略]
102			<u>56</u>			
103			<u>57</u>			
104			<u>57</u>			
105			<u>57</u>			
106			<u>57</u>			
107			<u>57</u>			
108			<u>58</u>			
109		<u>56</u>	<u>58</u>			
110		[略]	<u>58</u>			
111			<u>58</u>			
112			<u>58</u>			
113			<u>59</u>			
114		57	[略]			

115		<u>57</u>					
[略]							
119	[略]	<u>58</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
120		<u>58</u>					
121		<u>58</u>					
122		<u>59</u>					
123		<u>59</u>					
124		<u>59</u>					
125		<u>59</u>					

イ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
[略]			
49	<u>28</u>	[略]	[略]
50	<u>28</u>		
[略]			
52	<u>29</u>	[略]	[略]
53	<u>29</u>		
[略]			
55	<u>30</u>	[略]	[略]
56	<u>30</u>		
[略]			
58	<u>31</u>	[略]	[略]
59	<u>31</u>		
[略]			
61	<u>32</u>	[略]	[略]
62	<u>32</u>		
63	<u>33</u>		
64	<u>33</u>		
65	<u>33</u>		
[略]			
73	[略]	[略]	<u>42</u>
74			<u>42</u>
75			<u>43</u>
76			<u>43</u>
77			<u>43</u>
78			<u>43</u>
79			<u>44</u>
80			<u>44</u>
81		<u>48</u>	<u>44</u>
82		48	44

83		[略]	<u>45</u>
84		<u>49</u>	<u>45</u>
85		<u>49</u>	<u>45</u>
86		<u>49</u>	<u>45</u>
87		<u>49</u>	<u>46</u>
88		<u>50</u>	<u>46</u>
89		<u>50</u>	<u>47</u>
90		<u>50</u>	[略]
91		<u>50</u>	
92		<u>50</u>	
93		<u>51</u>	
94		<u>51</u>	
95		<u>51</u>	
96		<u>51</u>	
97		<u>51</u>	

ウ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
[略]					
58	<u>34</u>	[略]	[略]	[略]	[略]
59	<u>35</u>				
60	<u>36</u>				
61	<u>37</u>				
62	<u>37</u>				
63	<u>38</u>				
64	<u>38</u>				
65	<u>39</u>				
66	<u>39</u>				
67	<u>40</u>				
[略]					
69	[略]				<u>40</u>
[略]					
71	<u>42</u>	[略]	[略]	[略]	<u>41</u>
72	[略]				<u>41</u>
73	<u>43</u>				<u>41</u>
74	<u>43</u>				<u>42</u>
75	<u>44</u>				<u>42</u>
76	<u>44</u>				<u>42</u>
77	<u>45</u>				<u>42</u>
78	<u>45</u>				<u>43</u>
79	<u>46</u>				<u>43</u>

80	<u>46</u>				<u>43</u>
81	<u>47</u>				<u>43</u>
82	<u>47</u>				<u>44</u>
83	<u>48</u>				<u>44</u>
84	<u>48</u>				<u>44</u>
85	<u>49</u>				<u>44</u>
[略]					
89	[略]	[略]	[略]	<u>48</u>	[略]
90		<u>61</u>		<u>48</u>	
[略]					
92	[略]	[略]	[略]	<u>49</u>	[略]
93				<u>49</u>	
94				<u>49</u>	
95		<u>62</u>		<u>49</u>	
96		<u>62</u>		<u>49</u>	
97		[略]	<u>74</u>	<u>50</u>	
98			<u>74</u>	<u>50</u>	
99			<u>74</u>	<u>50</u>	
100		<u>63</u>	<u>74</u>	<u>50</u>	
101		<u>63</u>	<u>74</u>	<u>50</u>	
102		<u>63</u>	<u>74</u>	<u>50</u>	
103		[略]	<u>74</u>	<u>51</u>	
104			<u>74</u>	<u>51</u>	
105		<u>64</u>	<u>74</u>	<u>51</u>	
106		[略]	<u>74</u>	[略]	
107			<u>74</u>		
108			<u>74</u>		
109			<u>74</u>		
110			<u>74</u>		
111			<u>74</u>		
112			<u>74</u>		
113			<u>74</u>		

エ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
[略]					
76	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>41</u>
77					<u>41</u>
78					<u>41</u>
79					<u>42</u>
80					<u>42</u>

81					<u>42</u>	
82					<u>42</u>	
83					<u>42</u>	
84					<u>42</u>	
85					<u>43</u>	
86					<u>43</u>	
87					<u>43</u>	
88					<u>43</u>	
89					<u>43</u>	
90					<u>43</u>	
91					<u>44</u>	
92					<u>44</u>	
93					<u>44</u>	
[略]						
97	[略]	[略]	[略]	<u>68</u>	[略]	
98				<u>68</u>		
99				<u>69</u>		
100				<u>69</u>		
101				<u>69</u>		
102				<u>69</u>		
103				<u>70</u>		
104				<u>70</u>		
105				<u>70</u>		
106				<u>70</u>		
107				<u>71</u>		
108				<u>71</u>		
109			<u>92</u>	<u>71</u>		
110			<u>92</u>	<u>71</u>		
111			<u>93</u>	<u>72</u>		
112			<u>93</u>	<u>72</u>		
113			<u>93</u>	<u>73</u>		
114			<u>94</u>	[略]		
115			<u>94</u>			
116			<u>94</u>			
117			<u>95</u>			
118			<u>95</u>			
119			<u>95</u>			
120			<u>85</u>			<u>96</u>
121			[略]			<u>96</u>
122						<u>96</u>
123			<u>86</u>			<u>97</u>
124			<u>86</u>			<u>97</u>

125		[略]	97		
126		<u>87</u>	[略]		
127		<u>87</u>			
128		<u>87</u>			
129		<u>88</u>			
130		<u>88</u>			
131		<u>88</u>			
132		<u>88</u>			
133		<u>89</u>			
134		<u>89</u>			
135		<u>89</u>			
136		<u>90</u>			
137		<u>90</u>			
138		<u>90</u>			
139		<u>90</u>			
140	<u>89</u>	<u>90</u>			
141	[略]	<u>91</u>			
142		<u>91</u>			
143	<u>90</u>	<u>91</u>			
144	<u>90</u>	<u>91</u>			
145	[略]	<u>91</u>			
146	<u>91</u>	<u>92</u>			
147	<u>91</u>	<u>92</u>			
148	<u>91</u>	<u>92</u>			
149	<u>92</u>	<u>92</u>			
150	<u>92</u>	<u>92</u>			
151	<u>92</u>	<u>93</u>			
152	<u>92</u>	<u>93</u>			
153	<u>93</u>	<u>93</u>			
154	<u>93</u>	[略]			
155	<u>93</u>				
156	<u>93</u>				
157	<u>94</u>				
158	<u>94</u>				
159	<u>94</u>				
160	<u>94</u>				
161	<u>95</u>				
162	<u>95</u>				
163	<u>95</u>				
164	<u>95</u>				
165	<u>96</u>				
166	<u>96</u>				

167	<u>96</u>				
168	<u>96</u>				
169	<u>97</u>				

[改正前 別記]

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
[略]							
28	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>44</u>
29						<u>51</u>	<u>46</u>
30						<u>54</u>	<u>48</u>
31						<u>57</u>	<u>50</u>
32						<u>60</u>	<u>52</u>
33	<u>75</u>					<u>62</u>	<u>54</u>
34	<u>78</u>					<u>64</u>	<u>56</u>
35	<u>81</u>					<u>66</u>	<u>58</u>
36	<u>84</u>					<u>68</u>	<u>60</u>
37	<u>86</u>					<u>70</u>	[略]
38	<u>88</u>					<u>72</u>	
39	<u>90</u>					<u>74</u>	
40	<u>92</u>					<u>76</u>	
41	<u>93</u>					<u>77</u>	
42	<u>93</u>					<u>77</u>	
43	<u>93</u>					<u>77</u>	
44	<u>93</u>					<u>77</u>	
45	[略]					<u>77</u>	
46						<u>77</u>	
47						<u>77</u>	
48						<u>77</u>	
49						<u>77</u>	
50					<u>68</u>	<u>77</u>	
51					<u>70</u>	<u>77</u>	
52					<u>72</u>	<u>77</u>	
53					<u>73</u>	<u>77</u>	
54					<u>74</u>	<u>77</u>	
55			<u>96</u>		<u>75</u>	<u>77</u>	
56		<u>108</u>	<u>100</u>		<u>76</u>	<u>77</u>	
57		<u>113</u>	<u>102</u>		<u>77</u>	<u>77</u>	
58		<u>118</u>	<u>104</u>		<u>78</u>	<u>77</u>	

59	123	106	79	77
60	[略]	108	80	77
61		110	81	77
62		112	82	[略]
63		[略]	83	
64			84	
65			85	
66			85	
67			85	
68			76	85
69			77	85
70			78	85
71			79	85
72			80	85
73			81	85
74			82	85
75			83	85
76			84	85
77			85	85
78			86	
79			87	
80			88	
81			89	
82			90	
83			91	
84			92	
85			[略]	
86				[略]
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
[略]				

イ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
[略]			
28	48	[略]	[略]

29	<u>51</u>		
30	<u>54</u>		
31	<u>57</u>		
32	<u>60</u>		
33	<u>62</u>		
34	<u>64</u>		
[略]			
42	[略]	[略]	<u>72</u>
43			<u>74</u>
44			<u>76</u>
45			<u>78</u>
46			<u>80</u>
47			<u>82</u>
48		<u>80</u>	<u>84</u>
49		<u>83</u>	<u>86</u>
50		<u>86</u>	<u>88</u>
51		<u>89</u>	[略]
52	<u>92</u>		
53	<u>94</u>		
54	<u>96</u>		
[略]			

ウ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
[略]					
33	<u>58</u>	[略]	[略]	[略]	[略]
34	<u>60</u>				
35	<u>62</u>				
36	<u>64</u>				
37	<u>65</u>				
38	<u>66</u>				
39	<u>67</u>				
40	<u>68</u>				<u>65</u>
41	<u>71</u>				<u>68</u>
42	<u>74</u>				<u>70</u>
43	<u>77</u>				<u>72</u>
44	<u>80</u>				<u>74</u>
45	<u>82</u>				<u>76</u>
46	<u>84</u>				<u>78</u>
47	<u>85</u>				<u>80</u>
48	<u>85</u>				<u>82</u>
				<u>88</u>	<u>84</u>

49	[略]			<u>91</u>	[略]
50				<u>94</u>	
51				<u>97</u>	
52				<u>100</u>	
53				<u>102</u>	
54				<u>104</u>	
[略]					
61	[略]	<u>89</u>	[略]	[略]	[略]
62		<u>94</u>			
63		<u>99</u>			
64		<u>104</u>			
[略]					
74	[略]	[略]	<u>96</u>	[略]	[略]
75			<u>98</u>		
76			<u>100</u>		
77			<u>102</u>		
78			<u>104</u>		
79			<u>106</u>		
80			<u>108</u>		
81			<u>110</u>		
82			<u>112</u>		
[略]					

エ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
[略]					
16	<u>31</u>	[略]			
[略]					
41	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>75</u>
42					<u>78</u>
43					<u>81</u>
44					<u>84</u>
45					<u>87</u>
46					<u>90</u>
[略]					
68	[略]	[略]	[略]	<u>96</u>	[略]
69				<u>97</u>	
70				<u>98</u>	
71				<u>99</u>	
72				<u>100</u>	
73				102	

74				<u>104</u>	
75				<u>106</u>	
76				<u>108</u>	
77				<u>109</u>	
78				<u>110</u>	
79				<u>111</u>	
80				<u>112</u>	
[略]					
85	[略]	<u>119</u>	[略]	[略]	[略]
86		<u>122</u>			
87		<u>125</u>			
88		<u>128</u>			
89	<u>139</u>	<u>131</u>			
90	<u>142</u>	<u>134</u>			
91	<u>145</u>	<u>137</u>			
92	<u>148</u>	<u>140</u>	<u>108</u>		
93	<u>152</u>	<u>143</u>	<u>109</u>		
94	<u>156</u>	<u>146</u>	<u>110</u>		
95	<u>160</u>	<u>149</u>	<u>111</u>		
96	<u>164</u>	<u>152</u>	<u>112</u>		
97	<u>166</u>	[略]	<u>113</u>		
98	<u>168</u>		<u>114</u>		
99	[略]		<u>115</u>		
100			<u>116</u>		
101			<u>118</u>		
102			<u>120</u>		
103			<u>122</u>		
104			<u>124</u>		
[略]					

[改正後 別記]

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
[略]							
28	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>47</u>
29						<u>52</u>	<u>52</u>
30						<u>56</u>	<u>57</u>
31						<u>67</u>	<u>61</u>
32						<u>80</u>	<u>61</u>

33	<u>74</u>				<u>82</u>	<u>61</u>
34	<u>76</u>				<u>84</u>	<u>61</u>
35	<u>78</u>				<u>85</u>	<u>61</u>
36	<u>80</u>				<u>85</u>	<u>61</u>
37	<u>81</u>				<u>85</u>	[略]
38	<u>82</u>				<u>85</u>	
39	<u>83</u>				<u>85</u>	
40	<u>84</u>				<u>85</u>	
41	<u>86</u>				<u>85</u>	
42	<u>88</u>				<u>85</u>	
43	<u>90</u>				<u>85</u>	
44	<u>92</u>				<u>85</u>	
45	[略]				<u>85</u>	
46					<u>85</u>	
47					<u>85</u>	
48					<u>85</u>	
49					<u>85</u>	
50				<u>76</u>	<u>85</u>	
51				<u>88</u>	<u>85</u>	
52				<u>92</u>	<u>85</u>	
53				<u>93</u>	<u>85</u>	
54				<u>93</u>	<u>85</u>	
55			<u>97</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
56		<u>109</u>	<u>102</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
57		<u>115</u>	<u>107</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
58		<u>121</u>	<u>112</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
59		<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
60		[略]	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
61			<u>113</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
62			<u>113</u>	<u>93</u>	[略]	
63			[略]	<u>93</u>		
64				<u>93</u>		
65				<u>93</u>		
66				<u>93</u>		
67				<u>93</u>		
68				<u>80</u>	<u>93</u>	
69				<u>85</u>	<u>93</u>	
70				<u>88</u>	<u>93</u>	
71				<u>89</u>	<u>93</u>	
72				<u>90</u>	<u>93</u>	
73				<u>91</u>	<u>93</u>	
74				<u>92</u>	<u>93</u>	

75			<u>93</u>	<u>93</u>	
76			<u>93</u>	<u>93</u>	
77			<u>93</u>	<u>93</u>	
78			<u>93</u>	<u>93</u>	
79			<u>93</u>	<u>93</u>	
80			<u>93</u>	<u>93</u>	
81			<u>93</u>	<u>93</u>	
82			<u>93</u>	<u>93</u>	
83			<u>93</u>	<u>93</u>	
84			<u>93</u>	<u>93</u>	
85			[略]	<u>93</u>	
86			<u>93</u>	[略]	
87			<u>93</u>		
88			<u>93</u>		
89			<u>93</u>		
90			<u>93</u>		
91			<u>93</u>		
92			<u>93</u>		
93			<u>93</u>		
[略]					

イ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
[略]			
28	<u>50</u>	[略]	[略]
29	<u>53</u>		
30	<u>56</u>		
31	<u>59</u>		
32	<u>62</u>		
33	<u>65</u>		
34	<u>65</u>		
[略]			
42	[略]	[略]	<u>74</u>
43			<u>78</u>
44			<u>82</u>
45			<u>86</u>
46			<u>88</u>
47			<u>89</u>
48		<u>82</u>	<u>89</u>
49		<u>87</u>	<u>89</u>
50		92	89

51		<u>97</u>	[略]
52		<u>97</u>	
53		<u>97</u>	
54		<u>97</u>	
[略]			

ウ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
[略]					
33	<u>57</u>	[略]	[略]	[略]	[略]
34	<u>58</u>				
35	<u>59</u>				
36	<u>60</u>				
37	<u>62</u>				
38	<u>64</u>				
39	<u>66</u>				<u>65</u>
40	<u>68</u>				<u>69</u>
41	<u>70</u>				<u>73</u>
42	<u>72</u>				<u>77</u>
43	<u>74</u>				<u>81</u>
44	<u>76</u>				<u>85</u>
45	<u>78</u>				<u>85</u>
46	<u>80</u>				<u>85</u>
47	<u>82</u>				<u>85</u>
48	<u>84</u>			<u>90</u>	<u>85</u>
49	[略]			<u>96</u>	[略]
50				<u>102</u>	
51				<u>105</u>	
52				<u>105</u>	
53				<u>105</u>	
54				<u>105</u>	
[略]					
61	[略]	<u>90</u>	[略]	[略]	[略]
62		<u>96</u>			
63		<u>102</u>			
64		<u>105</u>			
[略]					
74	[略]	[略]	<u>113</u>	[略]	[略]
75			<u>113</u>		
76			<u>113</u>		
77			113		

78			<u>113</u>		
79			<u>113</u>		
80			<u>113</u>		
81			<u>113</u>		
82			<u>113</u>		
[略]					

エ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
[略]					
16	<u>32</u>	[略]			
[略]					
41	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>78</u>
42					<u>84</u>
43					<u>90</u>
44					<u>93</u>
45					<u>93</u>
46					<u>93</u>
[略]					
68	[略]	[略]	[略]	<u>98</u>	[略]
69				<u>102</u>	
70				<u>106</u>	
71				<u>110</u>	
72				<u>112</u>	
73				<u>113</u>	
74				<u>113</u>	
75				<u>113</u>	
76				<u>113</u>	
77				<u>113</u>	
78				<u>113</u>	
79				<u>113</u>	
80				<u>113</u>	
[略]					
85	[略]	<u>120</u>	[略]	[略]	[略]
86		<u>124</u>			
87		<u>128</u>			
88		<u>132</u>			
89		<u>140</u>			
90	<u>144</u>	<u>140</u>	[略]	[略]	[略]
91	<u>148</u>	<u>145</u>			
92	152	150			

93	<u>156</u>	<u>153</u>	<u>113</u>
94	<u>160</u>	<u>153</u>	<u>116</u>
95	<u>164</u>	<u>153</u>	<u>119</u>
96	<u>168</u>	<u>153</u>	<u>122</u>
97	<u>169</u>	[略]	<u>125</u>
98	<u>169</u>		<u>125</u>
99	[略]		<u>125</u>
100			<u>125</u>
101			<u>125</u>
102			<u>125</u>
103			<u>125</u>
104			<u>125</u>
[略]			

那覇市規則第16号
平成27年 3 月 31 日
公 布 済

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第5 別記]	[別表第5 別記]
[別表第5の2 別記]	[別表第5の2 別記]
備考	
1 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	
2 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条、第4条関係)

現業職給料表

職員の区分	職 務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	115,100	187,700	224,600	263,500	290,700
	2	116,200	189,500	226,500	265,600	293,000
	3	117,400	191,300	228,400	267,600	295,300
	4	118,500	193,100	230,200	269,700	297,600
	5	119,600	194,700	231,900	271,700	299,700
	6	120,700	196,500	233,800	273,800	302,000
	7	121,900	198,300	235,700	275,900	304,300
	8	123,000	200,100	237,500	278,000	306,600
	9	124,100	201,800	239,200	280,100	308,800
	10	125,200	203,600	241,100	282,200	311,100
	11	126,400	205,400	242,900	284,300	313,400
	12	127,500	207,200	244,800	286,400	315,700
	13	128,600	208,800	246,500	288,500	317,900

14	129, 700	210, 700	248, 400	290, 600	320, 100
15	130, 900	212, 600	250, 200	292, 700	322, 300
16	132, 000	214, 500	252, 000	294, 800	324, 500
17	133, 100	216, 300	253, 700	296, 800	326, 600
18	134, 200	218, 200	255, 700	298, 900	328, 700
19	135, 400	220, 100	257, 700	301, 000	330, 800
20	136, 500	222, 000	259, 700	303, 100	332, 800
21	137, 600	223, 700	261, 600	305, 200	334, 900
22	138, 700	225, 600	263, 500	307, 300	337, 000
23	139, 900	227, 500	265, 400	309, 400	339, 100
24	141, 000	229, 400	267, 200	311, 500	341, 200
25	142, 100	231, 000	269, 200	313, 400	342, 800
26	143, 200	232, 800	271, 100	315, 500	344, 800
27	144, 300	234, 500	273, 000	317, 600	346, 800
28	145, 400	236, 300	274, 900	319, 700	348, 800
29	146, 500	237, 700	276, 700	321, 700	350, 600
30	147, 900	239, 200	278, 600	323, 800	352, 500
31	149, 200	240, 700	280, 500	325, 900	354, 400
32	150, 500	242, 200	282, 400	328, 000	356, 300
33	151, 800	243, 600	284, 100	329, 600	358, 200
34	153, 300	245, 100	286, 000	331, 600	360, 000
35	154, 800	246, 600	287, 900	333, 700	361, 800
36	156, 400	248, 200	289, 800	335, 800	363, 500
37	157, 700	249, 500	291, 500	337, 700	365, 000
38	159, 200	251, 100	293, 300	339, 700	366, 300
39	160, 700	252, 700	295, 100	341, 700	367, 700
40	162, 200	254, 300	296, 900	343, 700	369, 100
41	163, 600	255, 700	298, 700	345, 600	370, 600
42	166, 300	257, 100	300, 400	347, 500	371, 500
43	168, 900	258, 500	302, 100	349, 400	372, 600
44	171, 500	259, 900	303, 800	351, 300	373, 700
45	174, 200	261, 100	305, 500	352, 800	374, 500
46	175, 900	262, 500	307, 200	354, 300	375, 400
47	177, 600	263, 900	308, 900	355, 800	376, 300
48	179, 300	265, 300	310, 600	357, 300	377, 200
49	180, 800	266, 600	311, 800	359, 000	378, 200
50	182, 600	267, 800	313, 400	359, 800	379, 000
51	184, 400	269, 100	315, 000	361, 000	379, 800
52	186, 100	270, 400	316, 600	362, 000	380, 600
53	187, 700	271, 500	318, 300	362, 900	381, 300
54	189, 200	272, 700	319, 900	364, 000	382, 000
55	190, 700	274, 000	321, 500	365, 000	382, 700
56	192, 200	275, 300	323, 100	366, 100	383, 400
57	193, 500	276, 400	324, 600	367, 000	383, 900

58	194,800	277,500	325,800	367,700	384,500
59	196,100	278,600	327,000	368,400	385,200
60	197,400	279,700	328,200	369,100	385,900
61	198,700	280,900	329,000	369,600	386,300
62	200,000	281,900	329,900	370,200	387,000
63	201,300	282,900	330,700	370,900	387,600
64	202,600	283,900	331,500	371,600	388,200
65	203,800	284,700	332,400	371,900	388,700
66	205,100	285,600	332,800	372,600	389,300
67	206,400	286,500	333,600	373,300	389,900
68	207,700	287,400	334,400	374,000	390,500
69	208,800	288,400	335,200	374,400	390,900
70	209,900	289,200	335,900	375,000	391,500
71	211,000	290,000	336,600	375,700	392,200
72	212,100	290,800	337,300	376,300	392,800
73	213,300	291,600	337,800	376,700	393,100
74	214,300	292,100	338,400	377,300	393,800
75	215,300	292,600	339,000	378,000	394,500
76	216,300	293,100	339,600	378,600	395,000
77	217,100	293,200	339,900	379,000	395,400
78	218,100	293,600	340,400	379,500	396,100
79	219,000	293,800	340,800	380,100	396,800
80	220,000	294,200	341,300	380,600	397,500
81	220,800	294,400	341,700	381,100	398,000
82	221,800	294,600	342,200	381,700	398,700
83	222,800	295,000	342,700	382,300	399,400
84	223,800	295,300	343,200	382,700	400,100
85	224,500	295,600	343,600	383,300	400,600
86	225,500	295,900	344,000	383,900	
87	226,500	296,200	344,500	384,500	
88	227,600	296,600	344,900	385,100	
89	228,400	296,900	345,200	385,800	
90	229,200	297,300	345,600	386,400	
91	230,000	297,700	346,100	387,000	
92	230,800	298,100	346,500	387,600	
93	231,600	298,200	346,700	388,300	
94	232,300	298,500	347,100		
95	233,000	298,900	347,600		
96	233,700	299,300	348,000		
97	234,400	299,500	348,100		
98	235,200	299,800	348,600		
99	236,000	300,200	349,100		
100	236,800	300,600	349,400		
101	237,500	300,800	349,700		

	102	238, 200	301, 100	350, 100		
	103	238, 900	301, 500	350, 500		
	104	239, 600	301, 800	350, 900		
	105	240, 300	302, 000	351, 400		
	106	241, 000	302, 300	351, 800		
	107	241, 700	302, 700	352, 200		
	108	242, 400	303, 000	352, 600		
	109	243, 100	303, 200	353, 100		
	110	243, 600	303, 600	353, 500		
	111	244, 100	304, 000	353, 900		
	112	244, 600	304, 300	354, 200		
	113	244, 900	304, 400	354, 700		
	114		304, 700			
	115		305, 000			
	116		305, 400			
	117		305, 600			
	118		305, 800			
	119		306, 100			
	120		306, 400			
	121		306, 800			
	122		307, 000			
	123		307, 300			
	124		307, 600			
	125		308, 000			
再任用職員		185, 800	213, 400	257, 600	277, 800	293, 200

〔改正後 別記〕

別表第1（第3条、第4条関係）

現業職給料表

職員の区分	職 務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	115, 100	187, 700	223, 900	258, 300	285, 000
	2	116, 200	189, 500	225, 500	260, 400	287, 200
	3	117, 400	191, 300	227, 100	262, 300	289, 500
	4	118, 500	193, 100	228, 700	264, 400	291, 700
	5	119, 600	194, 700	230, 300	266, 300	293, 700
	6	120, 700	196, 500	232, 000	268, 300	296, 000
	7	121, 900	198, 300	233, 600	270, 400	298, 300
	8	123, 000	200, 100	235, 200	272, 500	300, 600
	9	124, 100	201, 800	236, 800	274, 600	302, 700
	10	125, 200	203, 600	238, 400	276, 600	305, 000
	11	126, 400	205, 400	240, 000	278, 700	307, 200

12	127, 500	207, 200	241, 600	280, 800	309, 500
13	128, 600	208, 600	243, 200	282, 800	311, 700
14	129, 700	210, 400	244, 700	284, 900	313, 800
15	130, 900	212, 100	246, 200	286, 900	316, 000
16	132, 000	213, 900	247, 700	289, 000	318, 100
17	133, 100	215, 600	249, 200	291, 000	320, 200
18	134, 200	217, 300	251, 100	293, 000	322, 200
19	135, 400	219, 000	252, 900	295, 100	324, 300
20	136, 500	220, 600	254, 700	297, 100	326, 300
21	137, 600	222, 200	256, 400	299, 200	328, 300
22	138, 700	223, 900	258, 300	301, 300	330, 400
23	139, 900	225, 600	260, 200	303, 300	332, 400
24	141, 000	227, 200	261, 900	305, 400	334, 500
25	142, 100	228, 700	263, 900	307, 200	336, 100
26	143, 200	230, 300	265, 800	309, 300	338, 000
27	144, 300	231, 800	267, 600	311, 400	340, 000
28	145, 400	233, 200	269, 500	313, 400	341, 900
29	146, 500	234, 600	271, 200	315, 400	343, 600
30	147, 900	235, 800	273, 100	317, 400	345, 500
31	149, 200	237, 000	275, 000	319, 500	347, 400
32	150, 500	238, 300	276, 800	321, 600	349, 200
33	151, 800	239, 600	278, 500	323, 100	351, 100
34	153, 300	241, 000	280, 400	325, 100	352, 900
35	154, 800	242, 300	282, 200	327, 100	354, 700
36	156, 400	243, 600	284, 100	329, 200	356, 400
37	157, 700	244, 600	285, 800	331, 100	357, 800
38	159, 200	246, 100	287, 500	333, 000	359, 100
39	160, 700	247, 700	289, 300	335, 000	360, 500
40	162, 200	249, 200	291, 100	336, 900	361, 900
41	163, 600	250, 600	292, 800	338, 800	363, 200
42	166, 300	252, 000	294, 500	340, 700	364, 100
43	168, 900	253, 400	296, 200	342, 500	365, 200
44	171, 500	254, 800	297, 800	344, 400	366, 300
45	174, 200	256, 000	299, 500	345, 900	367, 100
46	175, 900	257, 300	301, 200	347, 300	368, 000
47	177, 600	258, 700	302, 800	348, 800	368, 900
48	179, 300	260, 100	304, 500	350, 300	369, 800
49	180, 800	261, 400	305, 700	351, 900	370, 700
50	182, 600	262, 500	307, 200	352, 700	371, 500
51	184, 400	263, 800	308, 800	353, 900	372, 300
52	186, 100	265, 100	310, 400	354, 900	373, 100
53	187, 700	266, 200	312, 000	355, 800	373, 800
54	189, 200	267, 300	313, 600	356, 900	374, 500
55	190, 700	268, 600	315, 200	357, 800	375, 200

56	192, 200	269, 900	316, 700	358, 900	375, 900
57	193, 500	271, 000	318, 200	359, 800	376, 400
58	194, 800	272, 000	319, 400	360, 500	377, 000
59	196, 100	273, 100	320, 600	361, 200	377, 600
60	197, 400	274, 200	321, 800	361, 900	378, 300
61	198, 700	275, 400	322, 500	362, 300	378, 700
62	200, 000	276, 400	323, 400	362, 900	379, 400
63	201, 300	277, 300	324, 200	363, 600	380, 000
64	202, 600	278, 300	325, 000	364, 300	380, 600
65	203, 800	279, 100	325, 900	364, 600	381, 000
66	205, 100	280, 000	326, 300	365, 300	381, 600
67	206, 400	280, 800	327, 000	366, 000	382, 200
68	207, 700	281, 700	327, 800	366, 700	382, 800
69	208, 800	282, 700	328, 600	367, 000	383, 200
70	209, 900	283, 500	329, 300	367, 600	383, 700
71	211, 000	284, 300	330, 000	368, 300	384, 200
72	212, 100	285, 100	330, 700	368, 900	384, 800
73	213, 300	285, 900	331, 200	369, 200	385, 100
74	214, 300	286, 400	331, 800	369, 800	385, 500
75	215, 300	286, 800	332, 300	370, 500	385, 900
76	216, 300	287, 300	332, 900	371, 100	386, 300
77	217, 100	287, 400	333, 200	371, 500	386, 600
78	218, 100	287, 800	333, 700	372, 000	386, 900
79	219, 000	288, 000	334, 100	372, 600	387, 200
80	220, 000	288, 400	334, 600	373, 100	387, 500
81	220, 800	288, 600	335, 000	373, 600	387, 700
82	221, 800	288, 800	335, 500	374, 200	388, 000
83	222, 800	289, 200	336, 000	374, 700	388, 300
84	223, 800	289, 500	336, 500	375, 000	388, 500
85	224, 500	289, 800	336, 800	375, 400	388, 700
86	225, 500	290, 100	337, 200	375, 900	389, 000
87	226, 500	290, 400	337, 700	376, 300	389, 300
88	227, 600	290, 800	338, 100	376, 700	389, 500
89	228, 400	291, 100	338, 400	377, 100	389, 700
90	229, 200	291, 500	338, 800	377, 600	390, 000
91	230, 000	291, 800	339, 300	378, 000	390, 300
92	230, 800	292, 200	339, 700	378, 400	390, 500
93	231, 600	292, 300	339, 900	378, 700	390, 700
94	232, 300	292, 500	340, 300		
95	233, 000	292, 900	340, 800		
96	233, 700	293, 300	341, 200		
97	234, 400	293, 500	341, 300		
98	235, 200	293, 800	341, 800		
99	236, 000	294, 200	342, 200		

	100	236, 800	294, 600	342, 500		
	101	237, 500	294, 800	342, 800		
	102	238, 200	295, 100	343, 200		
	103	238, 900	295, 500	343, 600		
	104	239, 600	295, 800	344, 000		
	105	240, 300	296, 000	344, 500		
	106	241, 000	296, 300	344, 900		
	107	241, 700	296, 700	345, 300		
	108	242, 400	297, 000	345, 700		
	109	243, 100	297, 200	346, 200		
	110	243, 600	297, 600	346, 600		
	111	244, 100	298, 000	346, 900		
	112	244, 600	298, 300	347, 200		
	113	244, 900	298, 400	347, 700		
	114		298, 700			
	115		299, 000			
	116		299, 400			
	117		299, 600			
	118		299, 800			
	119		300, 100			
	120		300, 400			
	121		300, 800			
	122		301, 000			
	123		301, 300			
	124		301, 600			
	125		301, 900			
再任用職員		185, 400	212, 900	252, 900	272, 300	287, 400

[改正前 別記]

別表第5(第6条の2関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
[略]				
77	[略]	[略]	[略]	<u>69</u>
78				<u>70</u>
79				<u>71</u>
80				<u>72</u>
81				<u>73</u>
82				<u>74</u>
83				<u>75</u>
84				<u>76</u>

85				<u>77</u>
86				<u>78</u>
87				<u>79</u>
88				<u>80</u>
89				<u>81</u>
90				<u>82</u>
91				<u>83</u>
92				<u>84</u>
93				<u>85</u>
〔略〕				
95	<u>33</u>	〔略〕		
〔略〕				
97	<u>34</u>	〔略〕	〔略〕	〔略〕
98	<u>34</u>			
99	<u>35</u>		<u>56</u>	
100	<u>35</u>		〔略〕	
101	<u>35</u>			
102	<u>36</u>			
103	<u>36</u>		<u>57</u>	
104	<u>36</u>		<u>57</u>	
105	<u>37</u>		<u>58</u>	
106	<u>37</u>		<u>58</u>	
107	<u>38</u>		<u>59</u>	
108	<u>38</u>		<u>59</u>	
109	<u>39</u>	<u>57</u>	<u>60</u>	
110	<u>39</u>	〔略〕	<u>60</u>	
111	<u>40</u>		<u>61</u>	
112	<u>40</u>		<u>61</u>	
113	<u>41</u>		<u>62</u>	
114	〔略〕	<u>58</u>	〔略〕	
115		<u>58</u>		
〔略〕				
119	〔略〕	<u>59</u>	〔略〕	〔略〕
120		<u>59</u>		
121		<u>59</u>		
〔略〕				
124	〔略〕	<u>60</u>	〔略〕	〔略〕
125		60		

[改正後 別記]
別表第5(第6条の2関係)
昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
[略]				
77	[略]	[略]	[略]	<u>68</u>
78				<u>68</u>
79				<u>68</u>
80				<u>68</u>
81				<u>69</u>
82				<u>69</u>
83				<u>69</u>
84				<u>69</u>
85				<u>69</u>
86				<u>70</u>
87				<u>70</u>
88				<u>70</u>
89				<u>71</u>
90				<u>72</u>
91				<u>73</u>
92				<u>74</u>
93	<u>75</u>			
[略]				
95	<u>34</u>	[略]		
[略]				
97	<u>35</u>	[略]	[略]	[略]
98	<u>35</u>			
99	<u>36</u>		<u>55</u>	
100	<u>36</u>		[略]	
101	<u>37</u>			
102	<u>38</u>			
103	<u>39</u>		<u>56</u>	
104	<u>40</u>		<u>56</u>	
105	<u>41</u>		<u>57</u>	
106	<u>41</u>		<u>57</u>	
107	<u>42</u>		<u>57</u>	
108	<u>42</u>		<u>57</u>	
109	<u>43</u>	<u>56</u>	<u>57</u>	
110	<u>43</u>	[略]	<u>58</u>	
111	<u>44</u>		<u>58</u>	
112	<u>44</u>		<u>58</u>	
113	<u>45</u>		<u>58</u>	
114	[略]	57	[略]	

115		<u>57</u>		
[略]				
119	[略]	<u>58</u>	[略]	[略]
120		<u>58</u>		
121		<u>58</u>		
[略]				
124	[略]	<u>59</u>	[略]	[略]
125		<u>59</u>		

[改正前 別記]

別表第5の2(第6条の4関係)

降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
[略]				
33	<u>95</u>	[略]	[略]	[略]
34	<u>98</u>			
35	<u>101</u>			
36	<u>104</u>			
37	<u>106</u>			
38	<u>108</u>			
39	<u>110</u>			
40	<u>112</u>			
41	<u>113</u>			
42	<u>113</u>			
43	<u>113</u>			
44	<u>113</u>			
[略]				
55	[略]	[略]	<u>96</u>	[略]
56		<u>108</u>	<u>100</u>	
57		<u>113</u>	<u>102</u>	
58		<u>118</u>	<u>104</u>	
59		<u>123</u>	<u>106</u>	
60		[略]	<u>108</u>	
61			<u>110</u>	
62			<u>112</u>	
[略]				
68	[略]	[略]	[略]	<u>76</u>
69				<u>77</u>
70				<u>78</u>
71				<u>79</u>

72				<u>80</u>
73				<u>81</u>
74				<u>82</u>
75				<u>83</u>
76				<u>84</u>
77				<u>85</u>
78				<u>86</u>
79				<u>87</u>
80				<u>88</u>
81				<u>89</u>
82				<u>90</u>
83				<u>91</u>
84				<u>92</u>
[略]				
86	[略]	[略]	[略]	
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
[略]				

[改正後 別記]

別表第5の2(第6条の4関係)

降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
[略]				
33	<u>94</u>	[略]	[略]	[略]
34	<u>96</u>			
35	<u>98</u>			
36	<u>100</u>			
37	<u>101</u>			
38	<u>102</u>			
39	<u>103</u>			
40	<u>104</u>			
41	<u>106</u>			
42	<u>108</u>			
43	<u>110</u>			

44	<u>112</u>			
[略]				
55	[略]	[略]	<u>97</u>	[略]
56		<u>109</u>	<u>102</u>	
57		<u>115</u>	<u>107</u>	
58		<u>121</u>	<u>112</u>	
59		<u>125</u>	<u>113</u>	
60		[略]	<u>113</u>	
61			<u>113</u>	
62			<u>113</u>	
[略]				
68	[略]	[略]	[略]	<u>80</u>
69				<u>85</u>
70				<u>88</u>
71				<u>89</u>
72				<u>90</u>
73				<u>91</u>
74				<u>92</u>
75				<u>93</u>
76				<u>93</u>
77				<u>93</u>
78				<u>93</u>
79				<u>93</u>
80				<u>93</u>
81				<u>93</u>
82				<u>93</u>
83				<u>93</u>
84				<u>93</u>
[略]				
86	[略]	[略]	[略]	<u>93</u>
87				<u>93</u>
88				<u>93</u>
89				<u>93</u>
90				<u>93</u>
91				<u>93</u>
92				<u>93</u>
93				<u>93</u>
[略]				

那覇市規則第17号
平成27年 3 月 31 日
公 布 済

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織の帰属及び事務の決裁) 第4条 前2条の規定により補助執行する場合においては、議会事務局は<u>総務部担当の副市長</u>に、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局は総務部に、農業委員会事務局は経済観光部に、<u>それぞれ属するものとみなす。</u> 2 [略] 3 前項の規定によるほか、<u>教育長、教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員が補助執行する事務で市長の決裁が必要なものについては、那覇市副市長事務分担規程(1960年那覇市訓令第6号)第3条に規定する事務に該当するときは両副市長を経て、その他の事務であるときは総務部担当以外の副市長を経て、市長の決裁を受けるものとする。</u> [別表第1 別記] [別表第2 別記]	(組織の帰属及び事務の決裁) 第4条 前2条の規定により補助執行する場合においては、議会事務局は<u>那覇市副市長事務分担規程(1960年那覇市訓令第6号)第2条第1号の総務部等を担任する副市長の所管に、教育委員会事務局は同条第2号の市民文化部等を担任する副市長の所管に、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局は総務部に、農業委員会事務局は経済観光部にそれぞれ属するものとみなす。</u> 2 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、改正後の市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定は適用せず、改正前の市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育長、教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	[略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	[略]
[略]	

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

読み替えられる字句	読み替える字句
副市長	教育長
政策統括調整監	[略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

読み替えられる字句	読み替える字句
政策統括調整監	[略]
[略]	

那覇市規則第18号
平成27年 3 月31日
公 布 済

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任用候補者名簿) 第3条 〔略〕 2 <u>前項に規定する臨時職員任用候補者名簿</u>には、臨時職員への任用を希望する者で、原則として<u>60歳未満の者</u>を登載するものとする。 3 <u>前項の登載は、申込みの受付順に行うものとする。</u> 4 〔略〕 5 第1項及び<u>前項の規定による臨時職員任用候補者名簿の登載有効期間は、1年とする。</u> (通勤手当) 第9条の2 〔略〕 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 (1) 〔略〕 (2) 通勤のため自動車等を使用する者 日額<u>205円</u>を限度に市長が定める額 〔別表 別記〕	(任用候補者名簿) 第3条 〔略〕 2 <u>前項の臨時職員任用候補者名簿</u>には、臨時職員への任用を希望する者で、原則として<u>65歳未満のもの</u>を登載するものとする。 3 <u>前項の規定による登載は、申込みの受付順に行うものとする。</u> 4 〔略〕 5 第1項及び<u>前項の臨時職員任用候補者名簿の登載有効期間は、1年とする。</u> (通勤手当) 第9条の2 〔略〕 2 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 通勤のため自動車等を使用する者 日額<u>210円</u>を限度に市長が定める額 〔別表 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表（第9条関係）

区分	日 額
一般事務職員 一般技術職員	<u>6,260円</u>
<u>保育士</u> <u>幼稚園教諭</u>	<u>7,000円</u>
現業職員	<u>6,260円</u>
保健師	<u>9,360円</u>
[略]	

[改正後 別記]

別表（第9条関係）

区分	日 額
一般事務職員 一般技術職員	<u>6,350円</u>
<u>保育士（クラス担任に限る。）</u> <u>幼稚園教諭（学級担任に限る。）</u>	<u>7,650円</u>
<u>保育士（クラス担任を除く。）</u> <u>幼稚園教諭（学級担任を除く。）</u>	<u>7,080円</u>
現業職員	<u>6,350円</u>
保健師	<u>9,470円</u>
[略]	

那覇市規則第19号

平成27年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(平成13年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	
3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
総務課	主任非常勤電話交換手	日額 <u>6,700</u>
	副主任非常勤電話交換手	日額 <u>6,110</u>
	非常勤電話交換手	時給 <u>930</u>
	非常勤事務員	日額 <u>5,550</u>
	非常勤印刷室用務員	日額 <u>6,940</u>
	非常勤行政資料検索員	日額 <u>6,320</u>
秘書広報課	非常勤事務員	日額 <u>6,320</u>
	非常勤秘書	日額 <u>7,390</u>
平和交流・男女 参画課	非常勤通訳	日額 <u>10,600</u>
	なは女性センター指導員	日額 <u>9,270</u>
	なは女性センター相談員	日額 <u>8,480</u>
人事課	心理相談員	日額 <u>8,480</u>
	[略]	
	職員研修非常勤事務員	日額 <u>5,900</u>
	非常勤保健師	日額 <u>9,130</u>
管財課	本庁舎非常勤総合案内員	日額 <u>5,550</u>

	非常勤庁舎管理補助員	日額 6,320
	非常勤守衛	日額(日勤) 6,940 日額(夜勤) 15,690
	普通財産管理非常勤職員	日額 6,320
	公用車カーシェアリング補助員	日額 6,320
	所有者不明土地実態調査業務土木技師非常勤職員	日額 8,220
	所有者不明土地実態調査業務非常勤職員	日額 6,320
企画調整課	非常勤事務職員	日額 5,550
	統計事務非常勤職員	日額 6,320
行政経営課	権限移譲等事務補助非常勤	日額 5,550
税制課	軽自動車税賦課事務非常勤職員	日額 6,320
	那覇市税務証明事務等非常勤職員	日額 6,320
市民税課	市民税課税務証明事務等非常勤職員	日額 6,320
	課税資料等整備補助員	日額 6,320
	特別徴収移行対策等非常勤職員	日額 6,320
	課税資料等特定業務非常勤職員	日額 6,320
資産税課	家屋賦課等事務補助非常勤職員	日額 6,320
	固定資産課税台帳整備要員	日額 6,320
	固定資産電子地図整備要員	日額 6,320
	固定資産非常勤窓口事務員	日額 6,320
	償却資産非常勤事務員	日額 6,320
納税課	市税納付推進嘱託員	日額 6,570
	市税収納等補助員	日額 6,320
	市税還付等事務補助非常勤職員	日額 6,320
市民生活安全課	[略]	
	主任消費生活相談員	日額 9,420
	消費生活相談員	日額 8,480
	那覇市消費生活相談補助員	日額 7,940
	消費生活用品安全推進員	日額 8,480
まちづくり協働推進課	市民協働推進員	日額 6,110
	地域コミュニティコーディネート推進員	日額 6,700
	地域コミュニティコーディネート推進補助員	日額 3,930
ハイサイ市民課	戸籍関連事務員	日額 6,940
	非常勤事務員	日額 5,900
	非常勤窓口証明発行員	日額 6,320
	地域コミュニティー推進員	日額 6,110
	国民年金相談員	日額 6,320
	窓口証明審査員	日額 6,940
	証明書審査員	日額 6,940
	住民異動届等審査員	日額 6,940

文化振興課	文化振興課非常勤学芸員	日額 8,480
	自主企画事業補助員	日額 5,900
	市民会館管理要員	時給 1,260
文化財課	埋蔵文化財非常勤専門員	日額 8,980
	調査指導員	日額 8,480
	副調査指導員	日額 7,140
	調査補助員	日額 6,890
	資料整理員	日額 7,190
	副資料整理員	日額 6,320
	資料整理補助員	日額 5,390
	識名園管理指導員	日額 8,480
	玉陵管理指導員	日額 8,480
	文化財保護専任主事	日額 10,190
	非常勤学芸員	日額 8,480
	壺屋焼物博物館非常勤学芸員	日額 8,480
	歴史資料整理員	日額 7,140
	古文書解読員	日額 9,000
	教育普及員	日額 8,480
	歴史博物館非常勤事務員	日額 5,550
	壺屋焼物博物館非常勤事務員	日額 5,550
商工農水課	那覇市就職相談員	日額 8,480
	農業事務補助非常勤職員	日額 5,900
	地域雇用創造推進事業推進員	日額 8,480
	緊急雇用対策事業非常勤職員	日額 6,320
	離島支援連携事業非常勤職員	日額 5,900
	沖縄振興特別推進交付金事業非常勤職員	日額 5,900
	非常勤社会福祉相談員	日額 9,420
	水産業振興非常勤職員	日額 8,480
	非常勤水産業務土木技師	日額 8,220
なはまちなか振興課	公設市場管理員	日額 7,190
	公設市場徴収補助非常勤職員	日額 5,550
	公設市場事務補助非常勤職員	日額 5,550
	路上喫煙防止指導員	日額 7,190
	マチグロウ活性化事業事務補助職員	日額 6,700
	まちなか振興技術支援員	日額 10,600
環境政策課	地球温暖化対策推進員	日額 6,320
	ISO14001推進業務非常勤	日額 5,900
	緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進員	日額 10,040
廃棄物対策課	事業所広報啓発推進業務非常勤	日額 5,900
	廃棄物事務支援員	日額 5,900
	廃棄物監視指導員	日額 10,040
クリーン推進課	資源化物収集運搬禁止指導員	日額 8,980

	粗大ごみ等電話受付非常勤職員	日額 <u>6,700</u>
環境保全課	那覇市識名霊園管理事務非常勤職員	日額 <u>8,380</u>
	公営墓地調査管理事務非常勤職員	日額 <u>6,320</u>
	公営墓地管理事務非常勤職員	日額 <u>6,110</u>
環境衛生課	非常勤獣医師	日額 <u>11,900</u>
	狂犬病予防事務補助員	日額 <u>6,110</u>
福祉政策課	援護事務相談員	日額 <u>7,940</u>
	援護事務員	日額 <u>6,320</u>
	福祉のまちづくり推進業務非常勤	日額 <u>6,320</u>
	[略]	
	ホームページ等広報担当非常勤	日額 <u>5,550</u>
障がい福祉課	障がい福祉窓口指導員	日額 <u>6,320</u>
	障害福祉サービス等調査員	日額 <u>8,750</u>
	聴覚障がい者相談員	日額 <u>7,380</u>
	手話通訳者	日額 <u>8,220</u>
	医療費助成事務点検職員	日額 <u>7,190</u>
	[略]	
	障害福祉サービス等事務員	日額 <u>7,190</u>
	障害支援区分認定等事務員	日額 <u>8,750</u>
	障害程度認定調査員	日額 <u>8,750</u>
	補装具・用具給付受付相談員	日額 <u>7,190</u>
	自立支援医療等非常勤職員	日額 <u>6,320</u>
	障がい者総合相談社会福祉士	日額 <u>10,960</u>
	[略]	
	指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査補助員	日額 <u>8,980</u>
ちゃーがんじゅう課	福祉関係徴収嘱託員	月額 <u>70,350円</u> に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	介護保険料収納推進員	月額 <u>70,350円</u> に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	認定専門統括員	日額 <u>10,560</u>
	認定専門員	日額 <u>9,840</u>
	認定専門員補助員	日額 <u>9,380</u>
	介護相談員	日額 <u>8,750</u>
	介護認定主任調査員	日額 <u>9,700</u>
	介護認定調査員	日額 <u>9,210</u>
	認定調査員補助員	日額 <u>8,690</u>
	介護保険窓口指導員	日額 <u>6,320</u>
	介護認定審査事務員	日額 <u>6,320</u>
	[略]	

	介護保険レセプト点検員	日額 7,190
	介護保険給付費適正化点検員	日額 9,390
	地域密着型サービス事業非常勤職員	日額 6,320
	介護保険料非常勤職員	日額 5,550
	介護予防専門員	日額 12,450
	包括支援社会福祉士	日額 10,960
	介護事業計画推進事務非常勤	日額 6,320
保護管理課	精神障害者等退院促進個別支援職員	日額 8,880
	医療扶助適正化推進職員	日額 5,900
	女性相談員	日額 8,480
	福祉相談補助員	日額 5,900
	就労支援員	日額 7,440
	非常勤資産調査職員	日額 6,110
	非常勤電算職員	日額 6,110
	レセプト点検職員	日額 7,190
	医療事務担当非常勤職員	日額 7,190
	介護扶助適正給付推進職員	日額 9,380
	病院等担当支援職員	日額 6,110
	保護施設担当支援職員	日額 6,110
	[略]	
	那覇市面接相談員	日額 8,750
	健康管理個別支援職員	日額 8,880
	適正保護推進員(週5日)	日額 10,040
	適正保護推進員(週4日)	日額 12,550
	非常勤扶養調査職員	日額 6,110
	児童自立支援員	日額 8,480
	生活保護事務支援員	日額 8,030
	未就職者支援員	日額 6,940
	主任適正保護推進員(週5日)	日額 10,400
	主任適正保護推進員(週4日)	日額 13,000
	副主任適正保護推進員(週5日)	日額 10,220
	副主任適正保護推進員(週4日)	日額 12,770
	主任面接相談員	日額 9,420
	年金等調査員	日額 6,110
	ホームレス巡回指導員	日額 8,750
	[略]	
	返還金等事務担当非常勤職員	日額 6,110
	預貯金等調査非常勤職員	日額 6,110
	生活保護業務事務補助職員	日額 5,550
	医療券等発券非常勤職員	日額 5,900
健康増進課	食の環境づくり非常勤栄養士	日額 8,750
	健康増進課非常勤保健師	日額 10,130

地域保健課	健康増進課非常勤看護師	日額 8,910
	厚生統計調査員	日額 6,800
	非常勤保健師・助産師	日額 10,130
	非常勤看護師職員	日額 8,910
	地域保健課非常勤臨床心理士	日額 12,560
	地域保健課非常勤保育士	日額 7,190
国民健康保険課	国民健康保険等窓口指導員	日額 6,700
	国民健康保険等レセプト点検職員	日額 7,190
	医療費集計事務職員	日額 7,190
	レセプト資格過誤点検職員	日額 7,190
	第三者行為求償事務職員	月額 140,980円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	保険税収納推進員	月額 70,350円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	保険税市外収納推進員	月額 70,350円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	保険税納付電話督促嘱託員	時給 1,270
特定健診課	保険税特別滞納整理指導員	月額 170,980
	特定保健指導専門員	日額 10,430
	健康相談員	日額 9,130
	特定健診データ管理事務員	日額 6,330
	重症化予防保健指導専門員	日額 10,430
こども政策課	[略]	
	預かり保育指導員	時給 950
	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給 930
	[略]	
	幼稚園保育料徴収補助員	日額 5,550
	庶務事務補助員	日額 5,550
	児童厚生員	日額 5,990
	児童厚生員(日曜日開館)	日額 8,390
こどもみらい課	保育所パート職員	時給 930
	非常勤調理員	時給 930
	非常勤栄養士	日額 7,140
	非常勤給食搬送・調理補助員	日額 6,320
	認可外保育施設指導員	日額 7,190
	保育所入退所相談非常勤職員	日額 7,390
	保育施設情報相談員	日額 7,390
	[略]	
	非常勤保育士	時給 950

	休憩対応非常勤保育士	時給 950
	つどいの広場子育てアドバイザー	日額 6,110
	[略]	
	非常勤用務員	日額 5,550
	療育センター非常勤保育士	日額 8,980
	療育センター非常勤保健師	日額 10,130
	療育センター非常勤事務員	日額 6,320
子育て応援課	児童手当等事務従事非常勤職員	日額 7,390
	児童扶養手当事務従事非常勤職員	日額 7,390
	育児専門支援員	日額 8,480
	家庭相談員	日額 8,480
	こども医療費等取扱非常勤職員	日額 6,940
	母子自立支援員	日額 8,480
	那覇市乳児全戸訪問活動支援員	日額 7,190
都市計画課	都市計画課非常勤事務員	日額 6,320
契約検査課	契約事務非常勤職員	日額 6,110
道路建設課	非常勤用地業務職員	日額 8,480
道路管理課	那覇市道路管理補助員	日額 9,620
	道路台帳システム補助員	日額 6,320
公園管理課	非常勤機械技師	日額 10,270
	非常勤土木技師	日額 10,270
市営住宅課	市営住宅非常勤職員	日額 5,900
教育委員会総務課	非常勤用務員	時給 930
	学校事務補助員	時給 930
	育児短時間勤務対応非常勤事務員	時給 930
	育児短時間勤務対応非常勤図書館事務員	時給 990
生涯学習課	非常勤公民館長	月額 175,980
	社会教育指導員	月額 115,300
市民スポーツ課	学校開放事務連絡員	日額 6,320
施設課	非常勤環境整備員	日額 9,470
	学校駐車事務支援職員	時給 930
牧志駅前ほしぞら公民館	プラネタリウム操作技師	日額 9,550
	プラネタリウム操作補助員	日額 6,690
中央図書館	図書館補助員	時給 990
	図書館カウンター要員	時給 930
教育相談課	非常勤臨床心理士	日額 12,560
	教育相談員	日額 10,600
	専任指導員	日額 10,600
	きら星学級支援員	時給 1,020
学校教育課	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給 930
	[略]	
	外国人英語指導員	日額 13,050

	小学校日本人英語指導員	日額 <u>10,060</u>
	理科支援員	時給 <u>1,020</u>
	特別支援教育相談員	日額 <u>12,560</u>
	特別支援教育相談補助員	日額 <u>10,600</u>
	学習支援事務員	日額 <u>5,550</u>
	小中一貫教育非常勤講師	日額 <u>8,060</u>
学務課	財務会計入力事務員	時給 <u>930</u>
学校給食課	非常勤調理員	時給 <u>930</u>
	非常勤事務員	時給 <u>930</u>
教育研究所	図書室補助員	日額 <u>5,930</u>
	コンピュータ保守点検指導員	日額 <u>10,170</u>
消防局総務課	消防局非常勤保健師	日額 <u>9,130</u>
	消防局非常勤事務員	日額 <u>6,320</u>
救急課	救命講座普及啓発推進員	日額 <u>6,320</u>
議会事務局	非常勤会派秘書	日額 <u>6,320</u>
	非常勤運転手	月額 <u>200,980</u>
	議事録整理員	日額 <u>7,190</u>
監査委員事務局	非常勤職員	日額 <u>5,550</u>
[略]		

[改正後 別記]
別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
総務課	主任非常勤電話交換手	日額 <u>6,770</u>
	副主任非常勤電話交換手	日額 <u>6,180</u>
	非常勤電話交換手	時給 <u>940</u>
	非常勤事務員	日額 <u>5,630</u>
	非常勤印刷室用務員	日額 <u>7,030</u>
	非常勤行政資料検索員	日額 <u>6,390</u>
秘書広報課	非常勤事務員	日額 <u>6,390</u>
	非常勤秘書	日額 <u>7,460</u>
平和交流・男女 参画課	非常勤通訳	日額 <u>8,540</u>
	なは女性センター指導員	日額 <u>9,340</u>
	なは女性センター相談員	日額 <u>8,540</u>
人事課	心理相談員	日額 <u>8,540</u>
	[略]	
	職員研修非常勤事務員	日額 <u>5,970</u>
	非常勤保健師	日額 <u>9,190</u>
管財課	本庁舎非常勤総合案内員	日額 <u>5,630</u>
	非常勤庁舎管理補助員	日額 <u>6,390</u>
	非常勤守衛	日額(日勤) <u>7,030</u> 日額(夜勤) <u>15,890</u>

	普通財産管理非常勤職員	日額 6,390
	公用車カーシェアリング補助員	日額 6,390
	所有者不明土地実態調査業務土木技師非常勤職員(週5日)	日額 8,280
	所有者不明土地実態調査業務土木技師非常勤職員(週4日)	日額 10,350
	所有者不明土地実態調査業務非常勤職員	日額 7,260
企画調整課	非常勤事務職員	日額 5,630
	統計事務非常勤職員	日額 6,390
納税課	市税納付推進員	日額 6,640
	市税収納等補助員	日額 6,390
	市税還付等事務補助非常勤職員	日額 6,390
市民税課	課税資料等整備補助員	日額 6,390
	課税資料等特定業務非常勤職員	日額 6,390
	軽自動車税賦課事務補助非常勤職員	日額 6,390
	那覇市税務証明事務等非常勤職員	日額 6,390
資産税課	家屋賦課等事務補助非常勤職員	日額 6,390
	固定資産課税台帳整備要員	日額 6,390
	固定資産電子地図整備要員	日額 6,390
	固定資産非常勤窓口事務員	日額 6,390
	償却資産非常勤事務員	日額 6,390
市民生活安全課	[略]	
	主任消費生活相談員	日額 9,490
	消費生活相談員	日額 8,540
	那覇市消費生活相談補助員	日額 8,010
	消費生活用品安全推進員	日額 8,540
まちづくり協働推進課	市民協働推進員	日額 6,180
ハイサイ市民課	戸籍関連事務員	日額 7,010
	非常勤事務員	日額 5,970
	非常勤窓口証明発行員	日額 6,390
	地域コミュニティー推進員	日額 6,180
	国民年金相談員	日額 7,260
	窓口証明審査員	日額 7,010
	証明書審査員	日額 7,010
	住民異動届等審査員	日額 7,010
文化振興課	文化振興課非常勤学芸員	日額 8,540
	自主企画事業補助員	日額 5,970
	市民会館管理要員	時給 1,280
文化財課	埋蔵文化財非常勤専門員	日額 9,070
	調査指導員	日額 8,540
	副調査指導員	日額 7,210

	調査補助員	日額 6,960
	資料整理員	日額 7,260
	副資料整理員	日額 6,390
	資料整理補助員	日額 5,460
	識名園管理指導員	日額 8,540
	玉陵管理指導員	日額 8,540
	文化財保護専任主事	日額 10,270
	非常勤学芸員	日額 8,540
	壺屋焼物博物館非常勤学芸員	日額 8,540
	歴史資料整理員	日額 7,210
	古文書解説員	日額 9,040
	教育普及員	日額 8,540
	歴史博物館非常勤事務員	日額 5,630
	壺屋焼物博物館非常勤事務員	日額 5,630
商工農水課	那覇市就職相談員	日額 8,540
	農業事務補助非常勤職員	日額 5,970
	沖縄振興特別推進交付金事業非常勤職員	日額 5,970
	水産業振興非常勤職員	日額 10,680
	非常勤水産業務土木技師	日額 10,350
なはまちなか振興課	那覇市公設市場管理指導員	日額 9,250
	公設市場徴収補助非常勤職員	日額 5,630
	公設市場事務補助非常勤職員	日額 5,630
	路上喫煙防止指導員	日額 7,260
	なはまちなか振興技術支援員	日額 10,680
環境政策課	ISO14001推進業務非常勤	日額 5,970
	緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進員	日額 10,110
廃棄物対策課	事業所広報啓発推進業務非常勤	日額 5,970
	廃棄物事務支援員	日額 5,970
	廃棄物監視指導員	日額 10,110
クリーン推進課	資源化物収集運搬禁止行為指導員	日額 10,350
	粗大ごみ等電話受付非常勤職員	日額 6,770
環境保全課	那覇市識名霊園管理事務非常勤職員	日額 8,470
	公営墓地調査管理事務非常勤職員	日額 6,390
	公営墓地管理事務非常勤職員	日額 6,180
環境衛生課	非常勤獣医師	日額 11,970
	狂犬病予防事務補助員	日額 6,180
福祉政策課	援護事務相談員	日額 8,010
	援護事務員	日額 6,390
	福祉のまちづくり推進業務非常勤	日額 6,390
	[略]	
	ホームページ等広報担当非常勤	日額 5,630
障がい福祉課	障がい福祉窓口指導員	日額 6,390

ちやーがんじゅ う課	障害福祉サービス等調査員	日額 8,800
	聴覚障がい者相談員	日額 7,460
	手話通訳者	日額 8,280
	医療費助成事務点検職員	日額 7,260
	[略]	
	障害福祉サービス等事務員	日額 7,260
	障害支援区分認定等事務員	日額 8,800
	障害程度認定調査員	日額 8,800
	補装具・用具給付受付相談員	日額 7,260
	自立支援医療等非常勤職員	日額 6,390
	障がい者総合相談社会福祉士	日額 11,030
	[略]	
	指定障害福祉サービス事業者等指導及び監 査補助員	日額 9,070
	福祉関係徴収嘱託員	月額 71,750円に勤務 実績に応じ市長が定め る額を加えた額
	介護保険料収納推進員	月額 71,750円に勤務 実績に応じ市長が定め る額を加えた額
	認定専門統括員	日額 10,590
	認定専門員	日額 9,910
	認定専門員補助員	日額 9,450
	介護相談員	日額 8,800
	介護認定主任調査員	日額 9,770
	介護認定調査員	日額 9,280
	認定調査員補助員	日額 8,760
	介護保険窓口指導員	日額 6,390
	介護認定審査事務員	日額 6,390
	[略]	
	介護保険レセプト点検員	日額 7,260
	介護保険給付費適正化点検員	日額 9,460
	地域密着型サービス事業非常勤職員	日額 6,390
	介護保険料非常勤職員	日額 5,630
	介護予防専門員	日額 12,520
	包括支援社会福祉士	日額 11,030
	介護事業計画推進事務非常勤	日額 6,390
保護管理課	精神障害者等退院促進個別支援職員	日額 8,950
	医療扶助適正化推進職員	日額 5,970
	女性相談員	日額 8,540
	福祉相談補助員	日額 5,970
	非常勤資産調査職員	日額 6,180

	生活保護統計事務担当非常勤職員	日額 6,180
	レセプト点検職員	日額 7,260
	医療事務担当非常勤職員	日額 7,260
	介護扶助適正給付推進職員	日額 9,450
	病院等担当支援職員	日額 6,180
	保護施設担当支援職員	日額 6,180
	[略]	
	那覇市面接相談員	日額 8,800
	健康管理個別支援職員	日額 8,950
	適正保護推進員(週5日)	日額 10,110
	適正保護推進員(週4日)	日額 12,620
	非常勤扶養調査職員	日額 6,180
	児童自立支援員	日額 8,540
	生活保護事務支援員	日額 8,090
	未就職者支援員	日額 7,010
	主任適正保護推進員(週5日)	日額 10,470
	主任適正保護推進員(週4日)	日額 13,070
	副主任適正保護推進員(週5日)	日額 10,290
	副主任適正保護推進員(週4日)	日額 12,840
	年金等調査員	日額 6,180
	[略]	
	返還金等事務担当非常勤職員	日額 6,180
	預貯金等調査非常勤職員	日額 6,180
	生活保護業務事務補助職員	日額 5,630
	医療券等発券非常勤職員	日額 5,970
健康増進課	食の環境づくり非常勤栄養士	日額 8,800
	健康増進課非常勤保健師	日額 10,200
	健康増進課非常勤看護師	日額 8,990
	厚生統計調査員	日額 6,880
地域保健課	非常勤保健師・助産師	日額 10,200
	非常勤看護師職員	日額 8,990
	地域保健課非常勤臨床心理士	日額 12,630
	地域保健課非常勤保育士	日額 7,260
国民健康保険課	国民健康保険等窓口指導員	日額 6,770
	国民健康保険等レセプト点検職員	日額 7,260
	医療費集計事務職員	日額 7,260
	レセプト資格過誤点検職員	日額 7,260
	第三者行為求償事務職員	月額 142,380円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	保険税収納推進員	月額 71,750円に勤務実績に応じ市長が定め

		る額を加えた額
	保険税特別滞納整理指導員	月額 <u>172,380</u>
	国保・後期高齢者保険料(税)滞納整理補助員	日額 <u>6,770</u>
特定健診課	特定保健指導専門員	日額 <u>10,500</u>
	健康相談員	日額 <u>9,190</u>
	特定健診データ管理事務員	日額 <u>6,400</u>
	重症化予防保健指導専門員	日額 <u>10,500</u>
こども政策課	[略]	
	預かり保育指導員	時給 <u>960</u>
	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給 <u>940</u>
	[略]	
	幼稚園保育料徴収補助員	日額 <u>5,630</u>
	非常勤事務員	日額 <u>5,630</u>
	保育所整備非常勤職員	日額 <u>7,460</u>
	児童クラブ事務補助非常勤職員	日額 <u>5,630</u>
	児童厚生員	日額 <u>6,050</u>
	児童厚生員(日曜日開館)	日額 <u>8,460</u>
こどもみらい課	保育所パート職員	時給 <u>940</u>
	非常勤調理員	時給 <u>940</u>
	非常勤栄養士	日額 <u>7,220</u>
	非常勤給食搬送・調理補助員	日額 <u>6,390</u>
	認可外保育施設指導員	日額 <u>7,260</u>
	保育所入退所相談非常勤職員	日額 <u>7,460</u>
	保育施設情報相談員	日額 <u>7,460</u>
	[略]	
	非常勤保育士	時給 <u>960</u>
	休憩対応非常勤保育士	時給 <u>960</u>
	つどいの広場子育てアドバイザー	日額 <u>6,180</u>
	[略]	
	非常勤用務員	日額 <u>5,630</u>
	療育センター非常勤保育士	日額 <u>9,070</u>
	療育センター非常勤保健師	日額 <u>12,750</u>
	療育センター非常勤事務員	日額 <u>6,390</u>
子育て応援課	児童手当等事務従事非常勤職員	日額 <u>7,460</u>
	児童扶養手当事務従事非常勤職員	日額 <u>7,460</u>
	育児専門支援員	日額 <u>8,540</u>
	家庭相談員	日額 <u>8,540</u>
	こども医療費等取扱非常勤職員	日額 <u>7,010</u>
	母子自立支援員	日額 <u>8,540</u>
	那覇市乳児全戸訪問活動支援員	日額 <u>7,260</u>
都市計画課	都市計画課非常勤事務員	日額 <u>6,390</u>
契約検査課	契約事務非常勤職員	日額 <u>6,180</u>

道路建設課	非常勤用地業務職員	日額 8,540
道路管理課	那覇市道路管理補助員	日額 9,700
	道路台帳システム補助員	日額 6,390
市営住宅課	市営住宅非常勤職員	日額 5,970
教育委員会総務課	非常勤用務員	時給 940
	学校事務補助員	時給 940
	育児短時間勤務対応非常勤事務員	時給 940
	育児短時間勤務対応非常勤図書館事務員	時給 1,000
生涯学習課	非常勤公民館長	月額 177,380
	社会教育指導員	月額 116,700
市民スポーツ課	学校開放事務連絡員	日額 6,390
施設課	非常勤環境整備員	日額 9,560
	学校駐車事務支援職員	時給 940
牧志駅前ほしぞら公民館	プラネタリウム操作技師	日額 9,620
	プラネタリウム操作補助員	日額 6,760
中央図書館	図書館補助員	時給 1,000
	図書館カウンター要員	時給 940
教育相談課	非常勤臨床心理士	日額 12,630
	教育相談員	日額 10,680
	専任指導員	日額 10,680
	きら星学級支援員	時給 1,030
	きら星学級支援事務員	時給 940
学校教育課	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給 940
	[略]	
	外国人英語指導員	日額 13,120
	小学校日本人英語指導員	日額 10,130
	理科支援員	時給 1,030
	特別支援教育相談員	日額 12,630
	特別支援教育相談補助員	日額 10,680
	学習支援事務員	日額 5,630
	小中一貫教育非常勤講師	日額 8,140
学務課	財務会計入力事務員	時給 940
学校給食課	非常勤調理員	時給 940
	非常勤事務員	時給 940
教育研究所	図書室補助員	日額 6,000
	情報機器保守点検指導員	日額 8,540
消防局総務課	消防局非常勤保健師	日額 9,190
	消防局非常勤事務員	日額 6,390
救急課	救命講座普及啓発推進員	日額 6,390
議会事務局	非常勤会派秘書	日額 6,390
	非常勤運転手	月額 202,380
	議事録整理員	日額 7,260

監査委員事務局	非常勤職員	日額 <u>5,630</u>
[略]		

那覇市規則第20号

平成27年3月31日

公 布 済

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市保健所長に対する事務委任規則(平成25年那覇市規則第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務) 第20条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この条において「政令」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下この条において「省令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(22) [略] (23)～(26) [略] (27) 法第69条第3項の規定による報告の徴収、立入り、検査、質問及び収去に関すること。 (28)～(63) [略]	(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務) 第20条 [略] (1)～(22) [略] (23) <u>法第39条の2第2項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することの許可に関すること。</u> (24)～(27) [略] (28) 法第69条第4項の規定による報告の徴収、立入り、検査、質問及び収去に関すること。 (29)～(64) [略] (<u>食品表示法に関する事務</u>) 第27条 <u>食品表示法(平成25年法律第70号。以下この条において「法」という。)に関する事務(食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令(平成27年政令第68号)第7条第1項各号の規定により市長に委任された事務に限る。)</u>のう

	ち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1) <u>法第6条第1項又は第3項の規定による指示及び当該指示に係る法第7条の規定による公表に関する事務</u> (2) <u>法第6条第5項の規定による命令及び当該命令に係る法第7条の規定による公表に関する事務</u> (3) <u>法第6条第8項の規定による命令及び当該命令に係る法第7条の規定による公表に関する事務</u> (4) <u>法第8条第1項の規定による食品関連事業者等に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務</u> (5) <u>法第8条第1項の規定による食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務</u> (6) <u>法第8条第1項の規定による食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査、質問及び収去に関する事務並びに同条第7項の規定による委託に関する事務</u> (7) <u>法第12条第1項又は第2項の規定による申出の受付及び同条第3項の調査に関する事務</u>
備考	1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市規則第21号
平成27年 3 月31日
公 布 済

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則（平成25年那覇市規則第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（児童福祉法関係） 第3条 〔略〕 <u>2 法第32条第3項の規定により所長に委任する事務は、法第24条第1項本文に規定する保育所における保育及び同項ただし書に規定するその他の適切な保護の実施に関することとする。</u> <u>3</u> 〔略〕	（児童福祉法関係） 第3条 〔略〕 <u>2</u> 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市規則第22号
平成27年 3 月31日
公 布 済

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、特定施設を利用する小学校就学前子どもの保護者が支払うべき利用者負担額について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、この規則で定めるもののほか、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定施設 法第27条第1項の特定教育・保育施設のうち、都道府県及び市町村以外の者が設置する認定こども園及び幼稚園をいう。
- (2) 保護者 市内に住所を有し、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 利用者負担額 法第27条第3項第2号又は第28条第2項第3号に規定する市が定める額をいう。
- (4) 1号認定園児 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもであって、特定施設を利用する小学校就学前子どもをいう。
- (5) 2号認定園児 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもであって、特定施設のうち幼稚園を利用する小学校就学前子どもをいう。

（利用者負担額）

第3条 1号認定園児及び2号認定園児に係る利用者負担額は、別表のとおりとする。

2 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもであって、特定施設のうち認定こども園を利用する小学校就学前子どもに係る利用者負担額については、那覇市保育の利用等に関する条例(平成26年那覇市条例第51号)第9条第2項又は第3項の規定を準用する。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、法の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 施行日以後の利用に係る利用者負担額の決定その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

1号認定園児又は2号認定園児の属する世帯等の階層区分					利用者負担額の月額(円)		
階層区分		定義			第1子の 1号認定 園児又 は2号認 定園児	第2子の 1号認定 園児又 は2号認 定園児	第3子の 1号認定 園児又 は2号認 定園児
第1階層		生活保護世帯			0	0	0
第2 階層	2A	第1階層を除 き、市町村民	ひとり親世帯等及び在 宅障がい者のいる世帯		0	0	0
	2B	税の所得割の 非課税世帯又 は里親に委託 されている1号 認定園児又は 2号認定園児 分	2Aに該当する世帯以外 の世帯		3,000	1,500	0
第3 階層	3A	市町村民税の 所得割の課税	所得割の 額が77,1	ひとり親世 帯等及び在	10,900	5,400	0

		世帯	00円以下の世帯	宅障がい者のいる世帯			
	3B			3Aに該当する世帯以外の世帯	11,900	5,900	0
第4階層			所得割の額が77,101円以上211,200円以下の世帯		15,200	7,600	0
第5階層			所得割の額が211,201円以上の世帯		19,000	9,500	0

備考

- 「生活保護世帯」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)第2条の保護を受けている世帯をいう。
- 「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割(同法328条の規定によって課する所得割を除く。)であって、1号認定園児又は2号認定園児が幼稚園に在籍する年度(当該年度中4月から8月までの間に係る保育料にあつては、その前年度)分のものをいう。ただし、この所得割の額を計算する場合において、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定は、適用しないものとする。
- 「里親に委託されている1号認定園児又は2号認定園児」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により里親に委託されている1号認定園児又は2号認定園児をいう。
- 「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6号の配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯をいう。
- 「在宅障がい者のいる世帯」とは、次に掲げる者(障がい者又は障がい児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設その他これ

に類する施設に入所又は入院をしていないものに限る。)を有する世帯をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 沖縄県療育手帳制度規程(昭和49年沖縄県告示第462号)第1条の療育手帳(これに準ずるものを含む。)の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項の特別児童扶養手当の支給対象児
- (5) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第15条第2号の障害基礎年金の受給者その他市長が適当と認める者

6 「第1子」とは、1号認定園児又は2号認定園児の属する世帯等における小学3年生以下の子どもであって、次に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 当該子どもが1人のとき 当該子ども
 - (2) 当該子どもが2人以上の場合で、次に掲げる施設等に入学等をしているとき 当該子どものうち最も年齢の高いもの(同年齢の子どもが当該世帯等に2人以上いる場合は、そのうちの1人に限る。)
- ア 小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の小学校をいう。)
- イ 特別支援学校(学校教育法第1条の特別支援学校をいう。)
- ウ 幼稚園(学校教育法第1条の幼稚園をいう。)
- エ 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項の認定こども園をいう。)
- オ 保育所(児童福祉法第39条第1項の保育所をいう。)
- カ その他市長が認める施設等

7 「第2子」とは、1号認定園児又は2号認定園児の属する世帯等における小学3年生以下の子どもが2人以上の場合で、前項第2号に掲げる施設等に入学等をしているときにおける第1子に該当する子ども以外の子どものうち

最も年齢が高いもの(同年齢の子どもが当該世帯等に2人以上いる場合にあっては、そのうちの1人に限る。)をいう。

- 8 「第3子」とは、1号認定園児又は2号認定園児の属する世帯等における小学3年生以下の子どもが3人以上の場合で、第6項第2号に掲げる施設等に入学等をしているときにおける第1子及び第2子以外の子どもをいう。

那覇市規則第23号

平成27年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市保育の利用等に関する条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市保育の利用等に関する条例施行規則

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則(平成10年那覇市規則第24号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市保育の利用等に関する条例(平成26年那覇市条例第51号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の利用の申込み)

第2条 条例第4条第1項の規定による申込書(以下「申込書」という。)の提出は、保護者が申込書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

2 申込書を提出した保護者は、保育の利用の前に当該申込書の記載事項に変更が生じたときは、市長にその旨を届け出るものとする。

(申込書の有効期限)

第3条 申込書の有効期限は、保育の利用の開始を希望する月の属する年度の3月31日までとする。

(保育の利用の承諾)

第4条 市長は、条例第5条の規定により保育の利用について承諾の決定をした場合は、その旨を保護者に対し書面により通知する。

2 前項の場合において、市長は、当該承諾の決定に係る保育所に対し、保育の利用の承諾を決定した旨及び当該承諾に係る児童(以下「保育児」という。)の保育の利用に関し必要な事項を通知する。

(保育の利用に係る調整)

第5条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項の規定により行う保育の利用に係る調整は、あらかじめ市長が定めた保育の利用を認める児童の選考方法及び選考基準により行うものとする。

(保育の利用の不承諾)

第6条 市長は、条例第5条の規定により保育の利用について不承諾の決定をした場合は、その旨及びその理由を保護者に対し書面により通知する。

(保育利用期間の短縮)

第7条 市長は、保育所の閉鎖その他やむを得ない事由により適切な保育の利用が困難になると認められる場合は、条例第6条の規定により決定した保育の利用を認める期間(第10条において「保育利用期間」という。)を短縮することができる。
(世帯状況等の変更の届出)

第8条 第4条第1項の規定による通知を受けた保護者は、保育児又は世帯の状況等に変更が生じたときは、市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長にその旨を届け出るものとする。
(保育の必要性の確認)

第9条 市長は、保育児が児童福祉法第24条第1項に規定する保育の必要性を満たしていることを確認するため、定期又は随時に、保護者に対し必要な書類の提出を求めることができる。
(退所の届出)

第10条 保護者は、保育児を保育利用期間の満了前に退所させようとするときは、市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、退所させようとする日の10日前の日(その日が那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条第1項の本市の休日に当たる場合は、その日前において最も近い本市の休日でない日。)までに、別に定める退所届を提出することにより行うものとする。

(保育の利用の解除)

第11条 市長は、条例第8条の規定により保育の利用の解除をする場合は、その旨を保護者及び当該利用に係る保育所に対し書面により通知する。

(保育料)

第12条 条例第9条各項の規定により規則で定める保育料の額は、別表第1に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前年に比した収入の減少により保育料の支払能力に著しい変動が生じた旨の申出があった場合で、保育料の納付が困難であると認めたときは、階層区分の認定を変更し、当該変更後の階層区分により保育料の額を定めることができる。

3 入所日又は退所日が月の中途である場合の当該月の保育料は、日割計算により算定した額とする。この場合において、その額に10円未満の端数を生じたときは、

これを切り捨てるものとする。

- 4 前項の日割計算は、別表第1に規定する保育料の額を25で除して得た額に、中途入所の場合は入所日から当該月の末日までの開所日数（その日数が25日を超える場合は、25日とする。）を、中途退所の場合は退所日の前日までの当該月の開所日数（その日数が25日を超える場合は、25日とする。）を、それぞれ乗ずることにより行う。
- 5 保育児の疾病その他の理由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって欠席する場合で、保護者から別に定める書面により欠席届の提出があり、当該欠席の理由がやむを得ないと認められるときは、当該月の保育料は、徴収しない。

（保育料の納期）

- 第13条 保育料は、その月分を毎月20日までに納付しなければならない。ただし、月の中途に入所する場合その他市長が特に認める場合においては、別に市長が定める日までに納付するものとする。

（利用者負担金）

- 第14条 条例第10条の規定により規則で定める利用者負担金を徴収する事業及び当該利用者負担金の額は、別表第2のとおりとする。

（利用者負担金の納期）

- 第15条 前条の利用者負担金は、月単位で利用する場合は毎月20日までにその月分を、時間単位で利用する場合は当該利用の日までにその日分を納付しなければならない。

（保育料又は利用者負担金の減免等）

- 第16条 条例第11条の規定により保育料又は利用者負担金を減免することができる場合及び減免する額は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 保育児の属する世帯が災害により著しい損害を受け、保育料又は利用者負担金の納付が困難となった場合 全額
- (2) その他前号に準ずる特別の事情により保育料又は利用者負担金の納付が困難となった場合 市長が認める額

- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事由が一時的なものであり、相当期

間の徴収猶予の後においては保育料又は利用者負担金の納付が可能と認められる場合は、同項各号の規定に準じ、保育料又は利用者負担金の徴収を猶予することができる。

- 3 前2項の規定により、保育料又は利用者負担金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

（地域型保育の利用に係る利用者負担額）

第17条 条例第1条の保育所等のうち子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第29条第1項の地域型保育(都道府県及び市町村以外の者が実施するものに限る。)の利用に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に規定する市が定める額をいう。)は、別表第1に定める保育料の額と同額とする。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第12条関係)

各月初日の保育児の属する 世帯の階層区分		保育料の月額(円)					
		保育標準時間認定			保育短時間認定		
階層 区分	定義	3歳未 満児	3歳児	4歳以 上児	3歳未 満児	3歳児	4歳以 上児
A階層	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0
B階層	B1 A階層を除き、市町村民税の非課税の世帯	0	0	0	0	0	0
	B2 世帯	7,200	5,700	5,700	7,000	5,600	5,600
C階層	C1A A階層を除き、市	12,700	10,800	10,800	12,400	10,600	10,600

層		町村民税 の均等割	宅障がい者 のいる世帯						
	C1B	のみの課 税世帯	C1Aに該当 する世帯以 外の世帯	13,200	11,300	11,300	12,900	11,100	11,100
	C2A	A階層を 除き、市 町村民税 の所得割	ひとり親世 帯等及び在 宅障がい者 のいる世帯	15,100	12,700	11,600	14,800	12,400	11,400
	C2B	の課税世 帯であっ て、その 所得割の 額が48,6 00円未満 の世帯	C2Aに該当 する世帯以 外の世帯	15,600	13,200	12,100	15,300	12,900	11,800
D 階 層	D1	A階層を 除き、市 町村民税	48,600円以 上56,300円 未満	19,100	16,700	15,300	18,700	16,400	15,000
	D2	の所得割 の課税世 帯であっ	56,300円以 上65,500円 未満	22,900	19,900	19,400	22,500	19,500	19,000
	D3	て、その 所得割の 額の区分	65,500円以 上84,900円 未満	26,400	23,000	21,700	25,900	22,600	21,300
	D4	が次の区 分に該当 する世帯	84,900円以 上97,000円 未満	29,400	24,300	22,600	28,900	23,800	22,200
	D5		97,000円以	34,300	27,000	23,000	33,700	26,500	22,600

		上 119,800 円未満						
D6		119,800 円 以上169,0 00円未満	38,200	27,400	23,300	37,500	26,900	22,900
D7		169,000 円 以上301,0 00円未満	39,600	27,800	23,600	38,900	27,300	23,100
D8		301,000 円 以上397,0 00円未満	40,800	28,200	23,900	40,100	27,700	23,400
D9		397,000 円 以上	53,000	35,800	29,700	52,000	32,800	26,700

備考

- 1 「保育標準時間認定」とは、法第20条第3項の保育必要量の認定として、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)とされたものをいう。
- 2 「保育短時間認定」とは、前項の保育必要量の認定として、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)とされたものをいう。
- 3 「生活保護世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第2条の保護を受けている世帯
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯及び配偶者支援金受給世帯
 - (3) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により保育児の委託を受けている世帯
- 4 「均等割」とは地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号の均等割、「所得割」とは同項第2号の所得割(いずれも同法第328条の退職手当等に係る所得によるものを除く。)であって、それぞれ保育児が在籍する

年度(当該年度中4月から8月までの間に係る保育料にあつては、その前年度)分のものをいう。ただし、所得割の額を計算する場合において、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定は、適用しないものとする。

- 5 前項の規定にかかわらず、平成26年度の末日から引き続き在籍している保育児に係る保育料については、当該保育児が在籍している間に限り、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。))に係る取扱いについて(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」の規定により計算された市町村民税の額に基づき決定することができる。
- 6 「3歳未満児」とは、保育を利用した日の属する年度の4月初日の前日において3歳に達していない児童をいう。
- 7 「3歳児」とは、保育を利用した日の属する年度の4月初日の前日において4歳に達していない児童(前項の児童を除く。)をいう。
- 8 「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項の配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯並びに保護者からの申請に基づき生活保護法第2条の保護を必要とする状態に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯をいう。
- 9 「在宅障がい者のいる世帯」とは、次に掲げる者を有する世帯をいう。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (2) 沖縄県療育手帳制度規程(昭和49年沖縄県告示第462号)第1条の療育手帳(これに準ずるものを含む。)の交付を受けた者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項の特別児童扶養手当の支給対象児
 - (5) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第15条第2号の障害基礎年金の受給者その他市長が適当と認める者

10 B2からD9までの階層区分に該当する世帯については、当該世帯に2人以上の就学前児童が保育所、家庭的保育事業等、幼稚園、認定こども園、学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設の通所部に入所し、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合におけるこれら児童に係る保育料は、次に定めるところによる。

- (1) 最も年齢が高い児童(同年齢の児童が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) 上表に定める額
- (2) 前号以外の児童のうち、最も年齢が高い児童(同年齢の児童が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) 上表に定める額に2分の1を乗じて得た額
- (3) 前2号以外の児童 無料

別表第2(第14条関係)

事業名	利用区分		利用者負担金
延長保育事業	月単位利用		月額 2,500円
	時間単位利用		1時間 200円
一時預かり事業	市民	3歳未満児	日額 1,500円
		3歳以上児	日額 1,300円
	市民以外	3歳未満児	日額 2,200円
		3歳以上児	日額 2,000円
休日保育事業	2歳未満児(市民に限る。)		日額 1,800円
	2歳以上児(市民に限る。)		日額 1,600円
備考			
1 「3歳未満児」とは、保育を利用した日の属する年度の4月初日の前日において3歳に達していない児童をいう。			
2 「2歳未満児」とは、保育を利用した日の属する年度の4月初日の前日において2歳に達していない児童をいう。			

那覇市規則第24号
平成27年 3 月 31 日
公 布 済

那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則

那覇市立幼稚園の保育料等の減免及び預かり保育料等の徴収等に関する規則(平成24年那覇市規則第24号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の保育料、預かり保育料、延長保育料及び給食費に関し、那覇市立幼稚園保育料等条例(平成26年那覇市条例第53号。以下「保育料等条例」という。)、那覇市幼保総合施設条例(平成23年那覇市条例第41号。以下「幼保総合施設条例」という。)及び那覇市幼保総合施設条例施行規則(平成24年那覇市規則第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(保育料の額)

第2条 保育料等条例第2条第2項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(休止時の預かり保育料)

第3条 通年利用の預かり保育(保育料等条例第2条第3項の預かり保育をいう。)を休止する場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額は、徴収しない。

- (1) 当該休止する期間において月の初日から末日まで引き続き休止する月があるとき 当該月の預かり保育料の額
- (2) 那覇市立幼稚園管理運営規則(平成24年那覇市教育委員会規則第2号)第6条第4号の夏季休業日の全期間休止するとき 1月分に相当する額

(延長保育料の納付)

第4条 延長保育(幼保幼稚園に係る管理運営の特例に関する規則(平成24年那覇市教育委員会規則第3号)第2条の延長保育をいう。)について通年利用をする者の保護者は、延長保育料の月割額(年額を12で除して得た額をいう。)を毎月の15日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の保護者は、延長保育料の年額の全部又は一部を前納することができる。

3 第1項の延長保育について一時利用をする者の保護者は、当該一時利用をする日までに利用当日分の日額を納付しなければならない。

（給食費の納付等）

第5条 給食（幼保幼稚園に係る管理運営の特例に関する規則第12条第1項の給食をいう。）について通年利用をする者の保護者は、給食費の年額を11で除して得た額を、毎月の15日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項及び第3項の規定は、給食費の納付について準用する。

3 幼保総合施設条例第4条の構成施設である幼稚園の職員が第1項の給食を利用する場合の給食費の年額は、52,800円とする。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

園児の属する世帯等の階層区分					保育料の月額(円)		
階層区分		定義			第1子 の園児	第2子 の園児	第3子 の園児
第1階層		生活保護世帯			0	0	0
第2 階層	2A	第1階層を除き、 市町村民税の所	ひとり親世帯等及び在宅 障がい者のいる世帯		0	0	0
	2B	得割の非課税世 帯又は里親に委 託されている園 児分	2Aに該当する世帯以外の 世帯		3,000	1,500	0
第3 階層	3A	市町村民税の所 得割の課税世帯	所得割の額 が 77,100 円 以下の世帯	ひとり親世 帯等及び在 宅障がい者 のいる世帯	5,800	2,900	0
	3B			3Aに該当す	6,200	6,200	0

			る世帯以外 の世帯			
第4階層		所得割の額が77,101円以 上211,200円以下の世帯	7,800	7,800	0	
第5階層		所得割の額が211,201円 以上の世帯	8,900	8,900	0	
備考						
1 「園児」とは、保育料等条例第2条第1項の園児をいう。 2 「生活保護世帯」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)第2条の保護を受けている世帯をいう。 3 「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割(同法328条の規定によって課する所得割を除く。)であって、園児が幼稚園に在籍する年度(当該年度中4月から8月までの間に係る保育料にあつては、その前年度)分のものをいう。ただし、この所得割の額を計算する場合において、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定は、適用しないものとする。 4 「里親に委託されている園児」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により里親に委託されている園児をいう。 5 「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6号の配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯をいう。 6 「在宅障がい者のいる世帯」とは、次に掲げる者(障がい者又は障がい児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものに限る。)を有する世帯をいう。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付を受けた者 (2) 沖縄県療育手帳制度規程(昭和49年沖縄県告示第462号)第1条の療育手帳(これに準ずるものを含む。)の交付を受けた者						

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項の特別児童扶養手当の支給対象児
 - (5) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第15条第2号の障害基礎年金の受給者その他市長が適当と認める者
- 7 「第1子」とは、園児の属する世帯等における小学3年生以下の子どもであって、次に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものをいう。
- (1) 当該子どもが1人のとき 当該子ども
 - (2) 当該子どもが2人以上の場合で、次に掲げる施設等に入学等をしているとき 当該子どものうち最も年齢の高いもの(同年齢の子どもが当該世帯等に2人以上いる場合は、そのうちの1人に限る。)
- ア 小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の小学校をいう。)
 - イ 特別支援学校(学校教育法第1条の特別支援学校をいう。)
 - ウ 幼稚園(学校教育法第1条の幼稚園をいう。)
 - エ 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項の認定こども園をいう。)
 - オ 保育所(児童福祉法第39条第1項の保育所をいう。)
 - カ その他市長が認める施設等
- 8 「第2子」とは、園児の属する世帯等における小学3年生以下の子どもが2人以上の場合で、前項第2号に掲げる施設等に入学等をしているときにおける第1子に該当する子ども以外の子どものうち最も年齢が高いもの(同年齢の子どもが当該世帯等に2人以上いる場合にあっては、そのうちの1人に限る。)をいう。
- 9 「第3子」とは、園児の属する世帯等における小学3年生以下の子どもが3人以上の場合で、第7項第2号に掲げる施設等に入学等をしているときにおける第1子及び第2子以外の子どもをいう。

訓 令

那覇市訓令第 1 号
平成27年 3 月30日
公 表 済

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（那覇市事務決裁規程の一部改正）

第1条 那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考	
1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
クリーン推進課	[略]	
	ごみの資源化の実施に関すること。	[略]
	し尿及び浄化槽汚泥の処分に関すること。	[略]
	[略]	
[略]		
こども政策課	輕易で定例的な児童館事務に関すること。	[略]
[略]		
市街地整備課	個人施行及び組合施行の市街地再開発事業の助成に関すること。	[略]
区画整理課	<u>土地区画整理事業に伴う土地の形質の変更及び建築物等の許可に関すること。</u>	課長
	<u>土地所有権及び借地権の申告及び異動届の処理に関すること。</u>	課長
	<u>土地区画整理事業に伴う清算金に関すること。</u>	課長
	<u>換地予定地(仮換地)の指定及び変更に関すること。</u>	部長
	<u>個人施行及び組合施行の土地区画整理事業の助成に関すること。</u>	部長
	<u>土地区画整理地域内の土地の分筆及び保留地の名義異動に関すること。</u>	課長
	<u>保留地処分に関すること。</u>	部長

	<u>土地各筆の評価に関すること。</u>	部長
	<u>建築物等の移転及び除去に関すること。</u>	部長
契約検査課	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
クリーン推進課	[略]	
	<u>ごみの資源化の実施に関すること。</u>	[略]
	<u>有価物の売却に関</u>	1,500万円以上3,000万円未満 副市長
	<u>すること。</u>	1,000万円以上1,500万円未満 政策統括調整監
		500万円以上1,000万円未満 部長
		100万円以上500万円未満 副部長
		100万円未満 課長
	<u>し尿及び浄化槽汚泥の処分に関すること。</u>	[略]
	[略]	
[略]		
こども政策課	<u>幼稚園保育料の決定に関すること。</u>	課長
	<u>輕易で定例的な児童館事務に関すること。</u>	[略]
[略]		
市街地整備課	<u>個人施行及び組合施行の市街地再開発事業及び土</u>	[略]
	<u>地区画整理事業の助成に関すること。</u>	
	<u>土地地区画整理事業に伴う土地の形質の変更及び建</u>	課長
	<u>築物等の許可に関すること。</u>	
	<u>土地所有権及び借地権の申告及び異動届の処理に</u>	課長
	<u>関すること。</u>	
	<u>土地地区画整理事業に伴う清算金に関すること。</u>	課長
	<u>土地地区画整理地域内の土地の分筆及び保留地の名</u>	課長
	<u>義異動に関すること。</u>	
	<u>保留地処分に関すること。</u>	部長
	<u>土地地区画整理事業に伴う建築物等の移転補償に関</u>	部長
	<u>すること。</u>	
契約検査課	[略]	
[略]		

(都市モノレール対策協議会規程の一部改正)

第2条 都市モノレール対策協議会規程(昭和59年那覇市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(幹事会) 第6条 会長の命を受けて協議会に提出する事項又は協議会から求められた事項について<u>調査、審議</u>するため、協議会の下に幹事会を置く。 2 幹事会は、次の者をもって組織する。ただし、会長が必要と認めるときは、その都度他の職を加えて幹事に充てることができる。 都市計画部副部長、総務部副部長、企画調整課長、建設管理部副部長、都市計画課長、財政課長、<u>税制課長</u>、道路建設課長 3～4 [略] (委任) 第7条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。	(幹事会) 第6条 会長の命を受けて協議会に提出する事項又は協議会から求められた事項について<u>調査審議</u>するため、協議会の下に幹事会を置く。 2 幹事会は、次の者をもって組織する。ただし、会長が必要と認めるときは、その都度他の職を加えて幹事に充てることができる。 都市計画部副部長、総務部副部長、企画調整課長、建設管理部副部長、都市計画課長、財政課長、<u>納税課長</u>、道路建設課長 3～4 [略] (委任) 第7条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。
備考 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市情報公開諾否調整委員会規程の一部改正)

第3条 那覇市情報公開諾否調整委員会規程(昭和63年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第2条 委員会は、次の者及び付議されている事項を所管する部の副部長をもって組織し、委員長に総務部副部長をもって充てる。 総務部副部長、企画財務部副部長(<u>税制課担当副部長</u>)、市民文化部副部長、福祉部副部長、健康部副部長、建設管理部副部長、都市計画部副部長	(組織) 第2条 委員会は、次の者及び付議されている事項を所管する部の副部長をもって組織し、委員長に総務部副部長をもって充てる。 総務部副部長、企画財務部副部長(<u>納税課担当副部長</u>)、市民文化部副部長、福祉部副部長、健康部副部長、建設管理部副部長、都市計画部副部長
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部改正)

第4条 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成26年那覇市訓令第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

（委員会の組織） 第12条 委員会は、次の者をもって組織する。 都市計画部長、建設管理部長、都市計画部副部長、建設管理部副部長、企画財務部副部長（企画調整課を担当する副部長）、経済観光部副部長、生涯学習部副部長、契約検査課長、<u>区画整理課長</u>、建築工事課長、花とみどり課長、道路建設課長、施設課長	（委員会の組織） 第12条 委員会は、次の者をもって組織する。 都市計画部長、建設管理部長、都市計画部副部長、建設管理部副部長、企画財務部副部長（企画調整課を担当する副部長）、経済観光部副部長、生涯学習部副部長、契約検査課長、建築工事課長、花とみどり課長、道路建設課長、施設課長
備考 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第2号
 那覇市教育委員会教育長訓令 第2号
 平 成 2 7 年 3 月 3 0 日
 公 表 済

那覇市緑化推進本部規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

那覇市教育委員会教育長 渡 慶 次 克 彦

那覇市緑化推進本部規程等の一部を改正する訓令

（那覇市緑化推進本部規程の一部改正）

第1条 那覇市緑化推進本部規程（平成11年那覇市訓令第17号、那覇市教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（幹事会） 第6条 [略] 2 [略] 3 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。 ただし、幹事長が必要と認めるときは、 その都度他の者を加えることができる。 総務課長、企画調整課建設管理部担当の 副参事又は主幹、資産税課長、市民生活 安全課長、環境保全課長、商工農水課長、 観光課長、都市計画課長、建築指導課長、 <u>区画整理課長</u>、建築工事課長、道路建設 課長、生涯学習課長、文化財課長、学校 教育課長、施設課長 4～6 [略]	（幹事会） 第6条 [略] 2 [略] 3 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。 ただし、幹事長が必要と認めるときは、 その都度他の者を加えることができる。 総務課長、企画調整課建設管理部担当の 副参事又は主幹、資産税課長、市民生活 安全課長、環境保全課長、商工農水課長、 観光課長、都市計画課長、建築指導課長、 建築工事課長、道路建設課長、生涯学習 課長、文化財課長、学校教育課長、施設 課長 4～6 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

（那覇市街路樹等選定検討委員会規程の一部改正）

第2条 那覇市街路樹等選定検討委員会規程（平成23年那覇市訓令第11号、那覇市教育委員会教育長訓令第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第3条 委員会は、次の者をもって組織し、 委員長に都市計画部副部長、副委員長に 都市計画課長をもって充てる。 都市計画部副部長、都市計画課長、環境 保全課長、福祉政策課長、市街地整備課 長、<u>区画整理課長</u>、道路建設課長、花と みどり課長、建築工事課長、道路管理課 長、公園管理課長、市営住宅課長、施設 課長	（組織） 第3条 委員会は、次の者をもって組織し、 委員長に都市計画部副部長、副委員長に 都市計画課長をもって充てる。 都市計画部副部長、都市計画課長、環境 保全課長、福祉政策課長、市街地整備課 長、道路建設課長、花とみどり課長、建 築工事課長、道路管理課長、公園管理課 長、市営住宅課長、施設課長
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市生涯学習推進本部規程の一部改正）

第3条 那覇市生涯学習推進本部規程（平成24年那覇市訓令第7号、那覇市教育委員会教育長

訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表(第6条関係)

部局	幹事
[略]	
教育委員会	生涯学習課長、市民スポーツ課長、中央公民館長、中央図書館長、学校教育課長、 <u>青少年育成課長</u>

[改正後 別記]

別表(第6条関係)

部局	幹事
[略]	
教育委員会	生涯学習課長、市民スポーツ課長、中央公民館長、中央図書館長、学校教育課長

付 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市訓令第3号

平成27年3月30日

公 表 済

那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市職員服務規程(昭和47年那覇市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名札の着用) 第2条の2 [略] 2 [略] 3 前項に規定する職員以外の職員(以下「出勤簿適用職員」という。)は、名札規程第1号様式又は第2号様式に規定する名札を着用するものとする。 4 前3項の規定にかかわらず、所属長が出張等により名札の着用を要しないと認めるときは、この限りでない。	(名札の着用) 第2条の2 [略] 2 [略] 3 <u>読取機適用職員</u>以外の職員(以下「出勤簿適用職員」という。)は、名札規程第1号様式又は第2号様式に規定する名札を着用するものとする。 4 前2項の規定にかかわらず、職員は、<u>総務部長が特に認める場合は、名札規程第2条ただし書の規定により定める名札を着用することができる。</u> 5 前各項の規定にかかわらず、職員は、<u>出張等の理由により所属長が認めるときは、名札を着用しないことができる。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市訓令第 4 号

平成27年 3 月30日

公 表 済

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(昭和56年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	
3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り及び休憩時間
1	<u>税制課、市民税課、資産税課及び納税課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの</u>	[略]	
2	[略]		
3	<u>まちづくり協働推進課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの</u>	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8時30分から17時15分まで (11時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)
4	<u>ハイサイ市民課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの</u>	[略]	
5	[略]		
6	文化財課に勤務する職員	[略]	[略]
7	地域保健課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	

るもの	
8～11	〔略〕

〔改正後 別記〕

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り及び休憩時間
1	納税課、市民税課及び資産税課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	〔略〕	
2	〔略〕		
3	ハイサイ市民課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	〔略〕	
4	〔略〕		
5	文化財課に勤務する職員	〔略〕	
6	商工農水課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	(1) 日曜日 (2) 4週につき4日所属長が指定する日	月曜日から金曜日まで (1) 8時30分から17時15分まで (2) 10時15分から19時まで (3) 13時15分から22時まで (1)から(3)までのうちから所属長が定める。 ((1)又は(2)の場合にあっては11時から15時までの間で、(3)の場合にあっては16時から20時までの間で、それぞれ所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)) 土曜日 8時30分から17時15分まで (11時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)
7	地域保健課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	〔略〕	
8～11	〔略〕		

那 霸 市 訓 令 第5号
那霸市教育委員会教育長訓令 第3号
平成 27 年 3 月 30 日
公 表 済

那覇市自治体法務推進規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 霸 市 長 城 間 幹 子

那覇市教育委員会教育長 渡 慶 次 克 彦

那覇市自治体法務推進規程の一部を改正する訓令

那覇市自治体法務推進規程(平成25年那覇市訓令第1号、那覇市教育委員会教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(担任事務) 第5条 法規担当主任は、その所属する課の自治体法務に関し、課長を補佐し、その所属する課における次の事項を処理する。 (1)～(2) [略] (3) 前2号に掲げる事項について総務部総務課との連絡調整 2 前項に掲げるもののほか、法規担当主任は、委員会(第10条の委員会をいう。次条第2項において同じ。)の委員としての業務を行う。 (組織) 第12条 [略] 2 [略] 3 委員は、法規担当主任をもって充てる。 (解任) 第15条 委員は、前条第2項第1号の指名を受けた会議を連続して5回以上欠席した場合は、解任されるものとする。 2 [略] 付 則 2 施行日の前日において那覇市自治体法務推進規程(平成24年那覇市訓令第1号、<u>付則第4項において「旧訓令」という。</u>)第14条第1項の規定により法規担当主任に指名されている者及び那覇市教育委員会法規担当主任設置規程(平成24年那覇市教育委員会教育長訓令第6号)第4条第1項の規定により法規担当主任に指名	(担任事務) 第5条 [略] (1)～(2) [略] (3) 前2号に掲げる<u>事項に係る</u>総務部総務課との連絡調整 2 前項各号に掲げるもののほか、法規担当主任は、委員会(第10条の委員会をいう。次条第2項において同じ。)の委員としての業務を行う。 (組織) 第12条 [略] 2 [略] 3 委員は、法規担当主任<u>及び委員長が指定する職員</u>をもって充てる。 (解任) 第15条 委員(<u>第12条第3項の委員長が指定する職員を除く。</u>)は、前条第2項第1号の指名を受けた会議を連続して5回以上欠席した場合は、解任されるものとする。 2 [略] 付 則 2 施行日の前日において那覇市自治体法務推進規程(平成24年那覇市訓令第1号)第14条第1項の規定により法規担当主任に指名されている者及び那覇市教育委員会法規担当主任設置規程(平成24年那覇市教育委員会教育長訓令第6号)第4条第1項の規定により法規担当主任に指名

されている者は、第6条第1項の規定により指名された法規担当主任とみなす。 4 施行日の前日において旧訓令第7条第1項の市長が任命する職員である者は、 <u>当分の間、委員会の委員とみなす。</u>	り指名された法規担当主任とみなす。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市訓令第 6 号
平成27年 3 月30日
公 表 済

那覇市環境基本計画策定委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市環境基本計画策定委員会規程を廃止する訓令

那覇市環境基本計画策定委員会規程(平成9年那覇市訓令第13号)は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成27年3月30日から施行する。

